

昭和区社会福祉協議会 地域福祉活動計画

計画期間 平成16年度～平成20年度



社会福祉法人 名古屋市昭和区社会福祉協議会

は じ め に

少子高齢社会の到来や核家族化・近隣関係の希薄化の進行などを背景とした生活様式の変化は、それまでの地域社会のあり方にも大きな影響をもたらしてきました。昨今の福祉を取り巻く社会情勢が大きく変容するなかで、これまでになく「地域」との関わりというものが重視され、地域福祉を推進する中核的役割を担う社会福祉協議会としても、多くの方々の福祉に寄せるあつい思いにふれるたびに、本会に寄せられる期待に応えていかなければならない責務の大きさを痛感する次第でございます。

このたび、公募による区民の皆様にもご参加をいただき、区の地域性をふまえつつ、人が人としてあたりまえに尊重され安心して暮らしていくことができる個性ある福祉のまちを実現していくことをめざして、平成16年度から20年度までの5か年に区民の皆様とともに取り組んでいく重点的な地域福祉事業をとりまとめた地域福祉活動計画を策定いたしました。

この活動計画の円滑な推進に向けて、昭和区社会福祉協議会は全力でこれに取り組んでまいり所存でございますが、福祉関係機関・団体や福祉施設、ボランティアそしてなによりも区民の皆様のご参加ご協力をいただけない限りはなかなかその実現には及ばないものがございます。

なにとぞこの活動計画の趣旨をご理解いただきまして、より多くの区民の皆様のご参加ご協力のもと、地域における福祉活動のさらなる広がりに向けて、あたたかいご支援を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、大変なご尽力をいただきました柳城短期大学の後藤教授を始めとした策定委員と作業部会委員の皆様、福祉関係者の皆様、そして区民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成16年8月

社会福祉法人 名古屋市昭和区社会福祉協議会
会 長 浅 井 昌 則

目次

Contents

第Ⅰ章 計画の概要

1

1	地域の福祉を取り巻く状況の変化	1
2	なぜ、社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定するのでしょうか？	1
3	計画の策定検討	5
4	計画の特徴	5
5	計画の構成	7

第Ⅱ章 昭和区における社会福祉の現状と課題

8

第1節	昭和区における社会福祉資源の状況	8
1	地域状況の変化	8
2	社会資源の状況	11
3	地域福祉活動の状況	13
第2節	昭和区における生活福祉課題	15
1	地域福祉の推進と支えあう福祉社会の実現	15
2	誰もが分け隔てなく歩むことができる共生型の地域社会	16
3	ふれあいの「場所」と「機会」の確保	16
4	情報化社会へ対応する福祉	18
5	ボランティア社会	19
第3節	社会福祉協議会の事業推進からみた課題	20
1	社会福祉協議会の認知	20
2	社会福祉協議会活動の充実強化	20
3	財源確保	20

第Ⅲ章 昭和区ふれあいのまちづくり計画

21

前 節 作業部会における課題整理・検討の状況	21
第1節 基本構想	27
第2節 基本計画	27
1－1 安心と安全のまちづくり（ネットワークづくり）	28
1－2 環境と心のバリアフリー	29
1－3 いつでも、誰でも気軽に集まることのできる「たまり場」づくり	30
1－4 情報の収集・発信と受信	31
1－5 マンパワーの育成・確保	32
1－6 社会福祉協議会の強化・発展	33
2 財政計画	34
第3節 実施計画	35

第Ⅳ章 より確かな実践のために

46

第1節 計画の進捗状況の点検・評価	46
1 進捗状況の点検・評価の必要性	46
2 点検・評価システムの構築	46
3 点検・評価の基準	46
第2節 みんなに支えられたみんなの社会福祉協議会	47
1 社会福祉協議会の性格と機能	47
2 地域福祉活動計画の実践に向けて	47
第3節 地域福祉活動計画実践と財政	48

第Ⅴ章 活動計画策定の経緯

50

委員会審議経過等	51
策定委員会設置要綱	52
策定委員会委員名簿	54
作業部会委員名簿	55

第Ⅰ章 計画の概要

1 地域の福祉を取り巻く状況の変化

少子・高齢社会の到来と核家族化の進行などに伴う家族機能の脆弱化などに代表される地域の生活福祉状況の変化や、近年の激動する社会福祉を取り巻く情勢の変動は、従前の地域があたりまえに保有していた地域連帯の希薄化や、住民の福祉に関する価値観の変容をもたらしてきました。このことに伴い、さまざまな生活福祉ニーズもかつてないまでに複雑多岐にわたることとなり、これに即した対応が早急に求められるようになりました。

こうした要請に応じていくためには、行政や社会福祉協議会・NPO（注1）などの非営利団体、住民・民間事業者などの3者（公・協・私）が、協働のもとに、必要とされる取組みを進めていくことが効果があるとされます。

昭和区社会福祉協議会では、平成6年度の社会福祉法人格取得以降、とりわけ、平成12年の改正「社会福祉法」において地域福祉を推進する中核的団体として明確に位置づけがなされたこともあり、「地域に住んでいる人・地域で活動している人・地域で働いている人（以下、‘住民’と位置づけます。）」の積極的な参加のもと、幅広く福祉ネットワークを形成し、これからの地域福祉を担う役割と期待がいっそう高く寄せられるようになってきました。【図－1】

2 なぜ、社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定するのでしょうか

“住みなれたまちで、安心して生きがいをもって幸せに暮らし続けたい”、誰もが願うこの想の実現に向け、地域に存在するさまざまな生活福祉課題をつまびらかにし、その解決を目指して、住民の皆さんの理解と主体的な参加のもと、必要な人材や福祉資源の確保と基盤整備を図り、これからの福祉のまちづくりを計画的に実現・推進していくために、活動計画づくりに取り組むこととなりました。昭和区社会福祉協議会として、これからの5年間にわたり生活課題の解決に向け取り組むべく目標と、計画的な事業活動を盛込んだ「地域福祉活動計画」は、まさに、住民の皆さんとともに進める‘個性ある福祉のまちづくり’の実現を目指して策定されるものです。そして、①この計画づくりの過程をとおり、住民の皆さんが生活福祉課題を共有し、自らのことから地域福祉活動に積極的に参加していく気風を醸成し、②計画の実践により、地域における福祉力を高揚させ、③計画の具現化をとおり、地域福祉の向上を図っていくこと、をねらいとするものでもあります。【図－2・3】

（注1）NPO

Non-Profit Organizationの略で「民間非営利団体」のこと。福祉領域においては、一般的に住民参加による有償サービスを行う活動団体を指します。

図-1

地域福祉のイメージ図

○みんなの願い
住みなれたまちで誰もが安心して暮らしたい。

○福祉ニーズの増加、多様化
近隣関係の希薄、閉じこもりがちの高齢者、不自由な暮らしをしている方々の存在など

○地域のなかの貴重な人材
貴重な経験を持った人や、福祉活動に熱心な若者など地域には貴重な人材がいっぱい！

○みんなの社会福祉協議会
今まで以上に幅広いネットワークを持ち、誰もが関わりの持てる社協でありたい

みんなで考え、みんなで支えあい、
みんなで解決する仕組みが必要

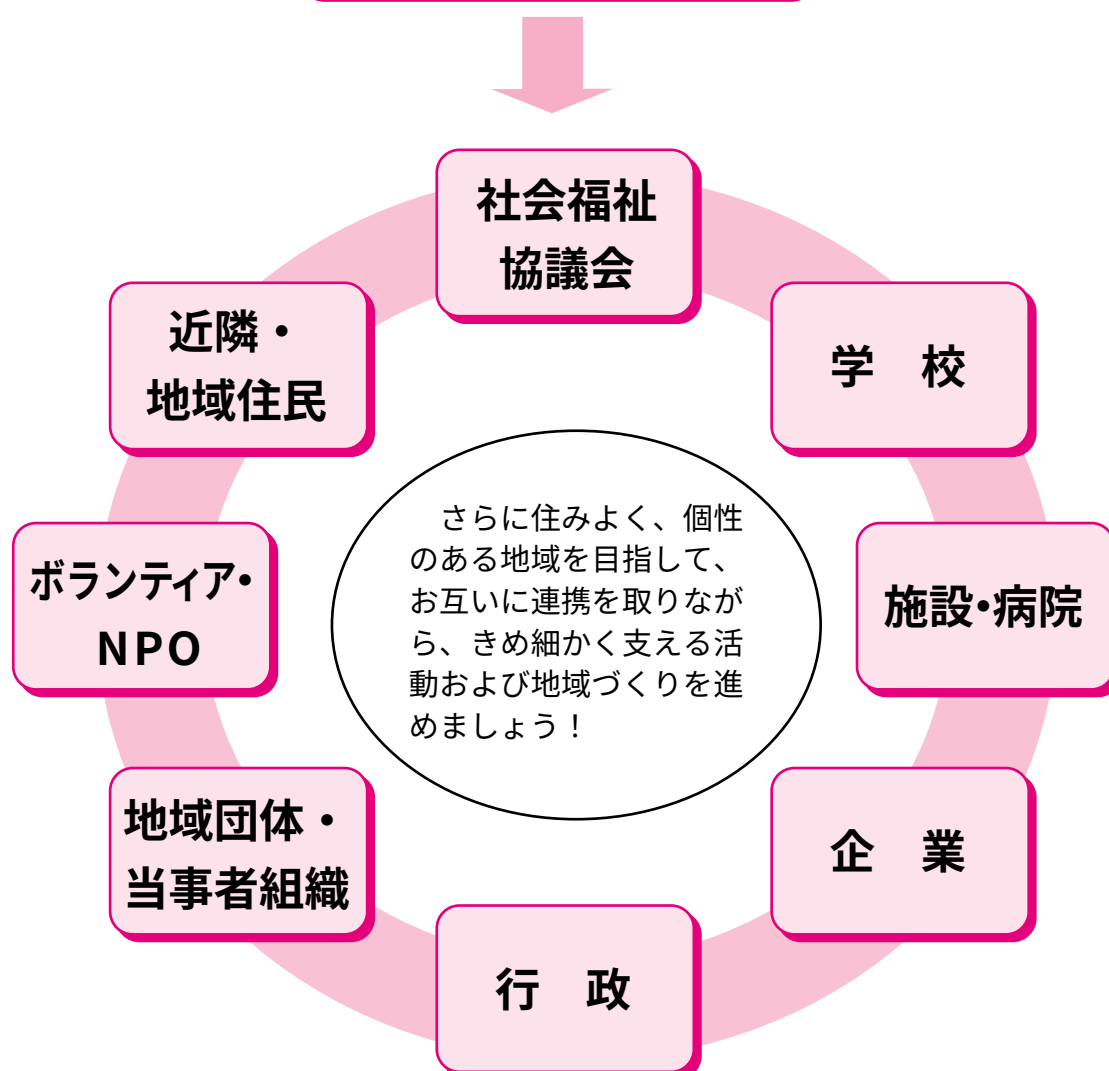


図-2

区社協地域福祉活動計画の必要性

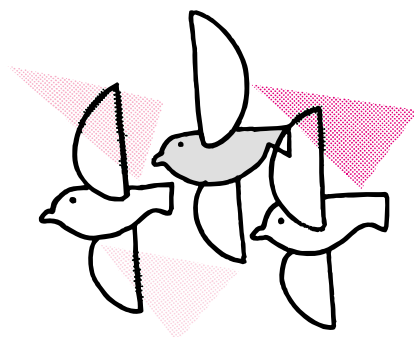
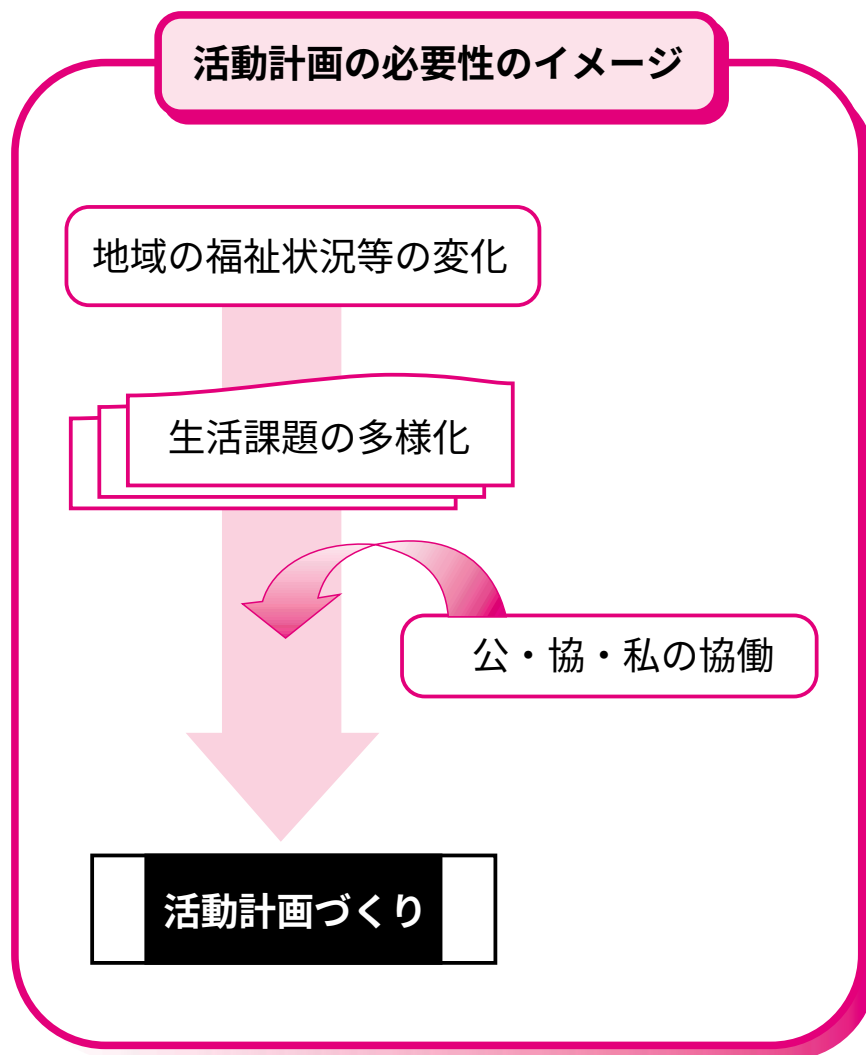
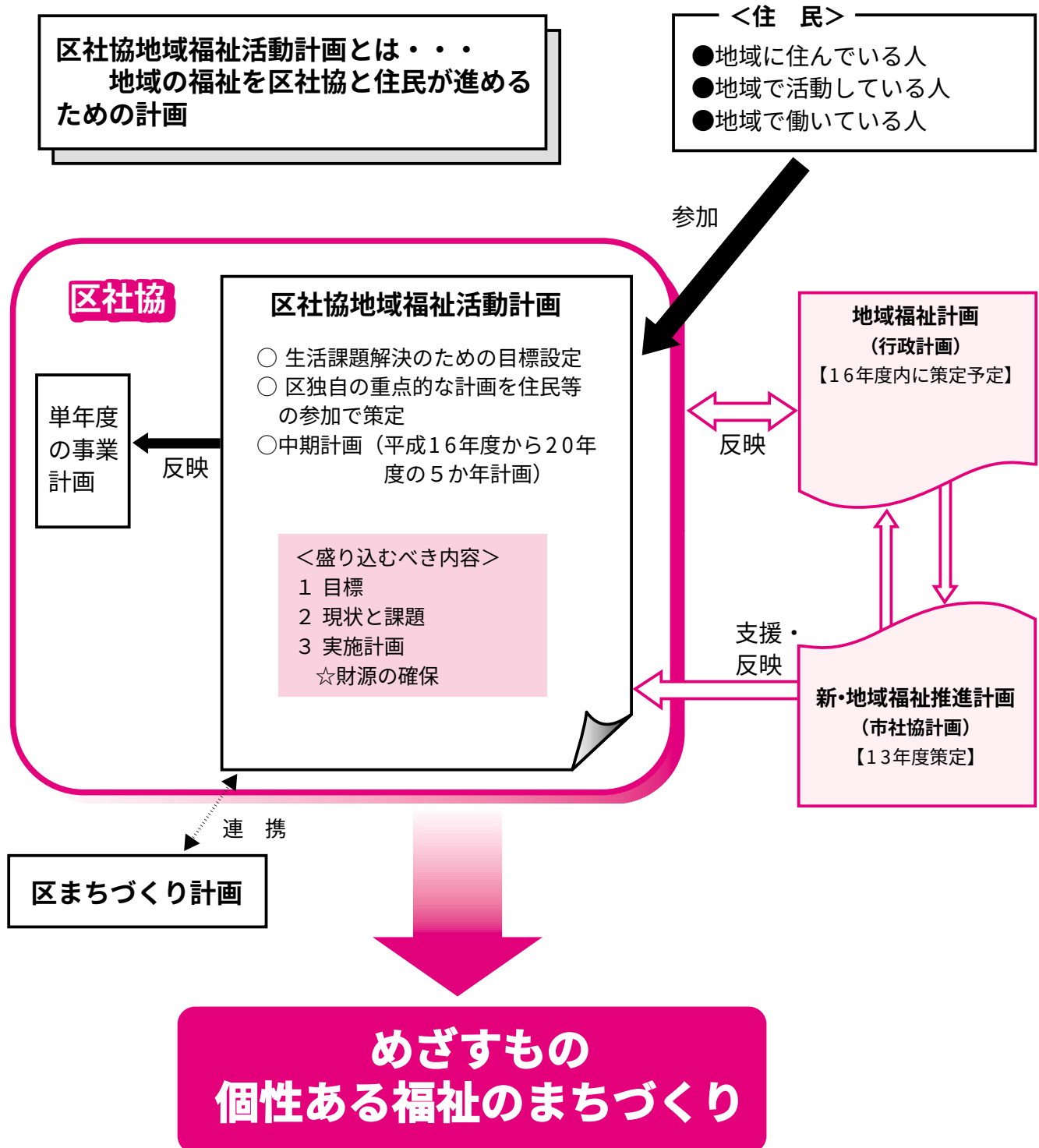


図-3

区社協地域福祉活動計画の基本的な枠組み



3 計画の策定検討

「地域福祉活動計画」は、平成16年度から平成20年度までの向こう5年間を実施対象期間として策定されています。この計画は、あらかじめ選任された「地域福祉活動計画策定委員会（住民からの公募委員3名を含む34委員）」と「作業部会（住民からの公募委員19名を含む20委員）」において、課題解決のための重点計画づくりについて精力的に検討が重ねられ、最終的に社会福祉協議会の理事会及び評議員会にて承認されたものです。【図－4】

この計画の策定にあたっては、住民の主体的な参加をポイントに置きました。住民の皆さんが計画策定に積極的に関わることで、①地域福祉への関心を高め、②自分たちの意見を表明することで、生活者の視点を計画に反映させ、望ましい地域社会のあり方が共有でき、③地域福祉推進の担い手としての主体的な役割と計画推進への参加の促進を図ることが期待できるからです。

4 計画の特徴

この計画は、以下のような特徴を持っています。

(1) 住民の自主的主体的な参加による計画策定

－公募委員による作業部会の設置－

前述のように、この活動計画の策定にあたり、昭和区社会福祉協議会では、地域住民の主体的な参加が重要なポイントになることをふまえて、意欲ある方々が公募により作業部会委員として委嘱することを提唱しました。結果、19名の住民からの公募委員を含む作業部会を設置し、ここを中心に、必要な情報の収集、実態の把握、課題の整理・分析をおこない、計画（案）の骨子をまとめていくこととしました。従来、往々にして、上か下へと降ろす「トップ・ダウン方式」で策定されがちであったこの種の計画づくりを、下から上へと積み上げていく「ボトム・アップ方式」を採ることにより、まさに「住民主体」の計画づくりをめざしたものとなっています。

(2) 生活福祉課題（ニーズ）の把握を、計画に位置づけたこと

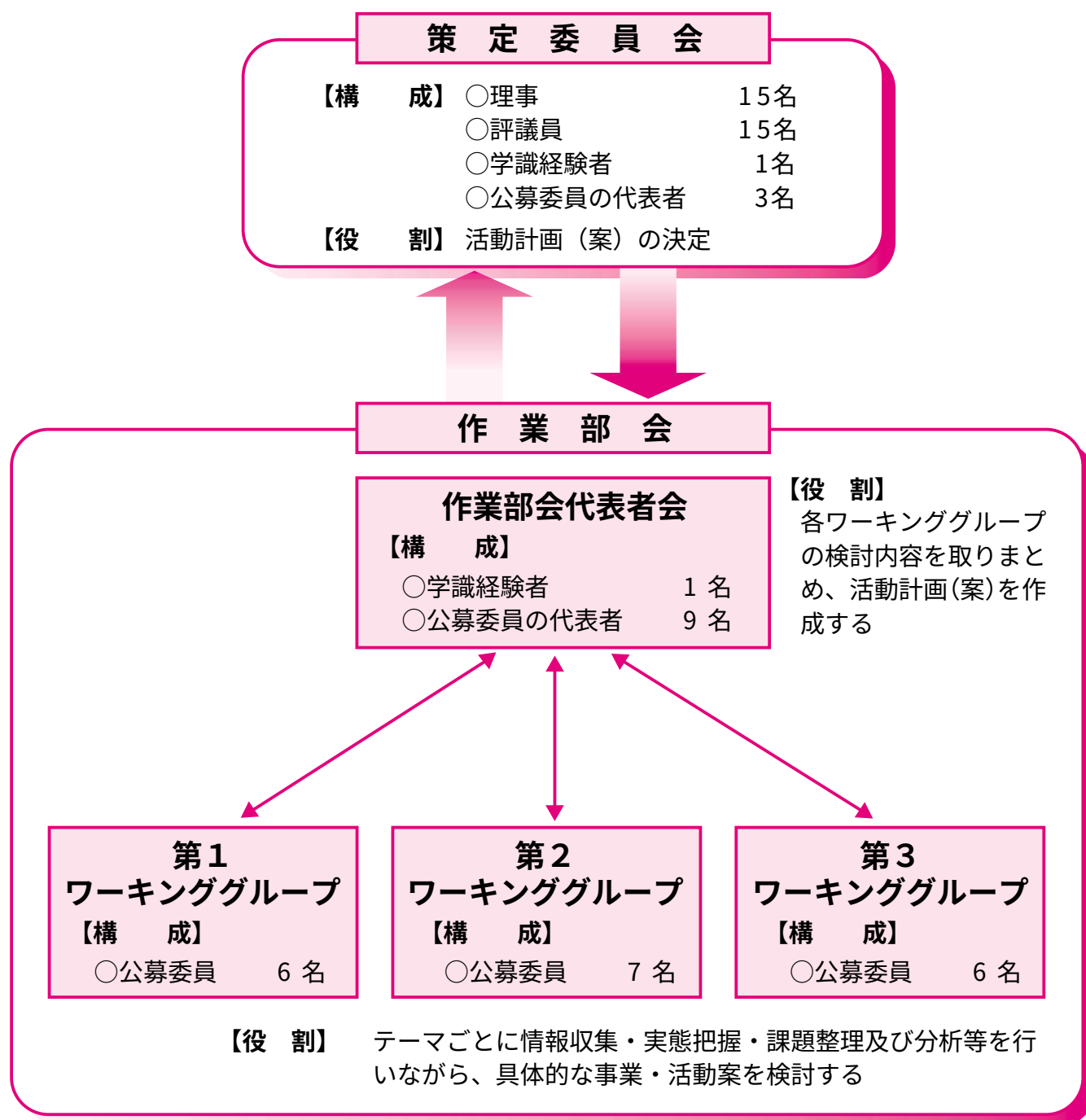
この種の計画策定の過程においては、まず実態調査を実施し、明らかになった生活福祉課題の解決を図るための計画策定へとつなげていく手法がとられる場合が多くあります。今回、この計画の策定にあたっては、住民主体を貫くと言う観点から、生活福祉課題の把握も住民自らが主体的におこない共有することが重要であると考え、調査そのものを今回のこの計画のなかに明確に位置づけることとしています。

(3) この計画の確実な実践に向けて、計画の進捗状況の点検・評価システム、社会福祉協議会の強化・発展、財政計画のあり方を明記したこと

「計画」は確実に実践されてこそ「計画」であるといえます。ともすれば、「計画はあくまでも「計画」であって・・・」のような言い回しでとかく実践が免除されがちな面も多々見受けられます。今回の計画策定にあたり、「絵に描いた餅」としないように、①計画の進捗状況の点検・評価システムの構築②社会福祉協議会の強化・発展③財政、についても付記することで、より確かな実践に向けての条件整備を図っていくことが重要な柱になるとして計画内に盛り込んでいます。

図-4

区社協地域福祉活動計画の組織図



※作業部会全体会

【構成】 ○学識経験者 1名
○公募委員全員 19名

【役割】 活動計画（案）の進捗状況の報告など

5 計画の構成

この計画は、

第Ⅰ章 計画の概要

第Ⅱ章 昭和区における社会福祉の現状と課題

第1節 昭和区における社会福祉資源の状況

第2節 昭和区における生活福祉課題

第3節 昭和区社会福祉協議会の事業推進からみた課題

第Ⅲ章 昭和区ふれあいのまちづくり計画

前 節 作業部会における課題整理・検討の状況

第1節 基本構想（この計画を実践していく上での基本とすべき考え方）

第2節 基本計画（具体的な実践行動を展開する際のめざすべき方向性）

第3節 実施計画（基本構想実現に向けたメニューとその考え方、日程）

第Ⅳ章 より確かな実践のために

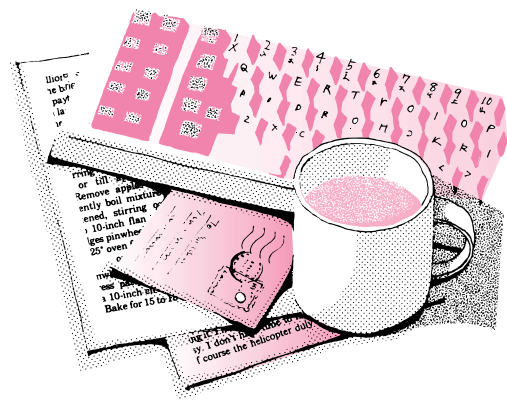
第1節 計画の進捗状況の点検・評価

第2節 みんなに支えられたみんなの社会福祉協議会

第3節 地域福祉活動計画実践と財政

第Ⅴ章 活動計画策定の経緯

の章立てから構成されています。



第Ⅱ章 昭和区における社会福祉の現状と課題

第1節 昭和区における社会福祉資源の状況

1 地域状況の変化

昭和区は、名古屋市のほぼ中央に位置し、面積は10.93km²、人口密度は9,554人／km²で市内全体で最も高くなっています。（平成16年4月1日現在）

区内のほとんどが良好な住宅地で、中央部から東部にかけて住宅地が続き、落ち着いた町並みが形成され、西部の新堀川沿いには、市南部臨海工業地帯に連なる工業地があります。

桜山、滝子、曙、白金などに古くからの商店街があるほか、山手通・八事・杵中・石川橋周辺には、しゃれたレストランやブティックなどが建ち並び、若い人たちの人気を集めています。

興正寺の自然林や鶴舞公園・吹上公園などは、四季折々の風情が楽しめ、区民の憩いの場となっています。また、大学などの学校施設も数多く、市内でも有数の文教地区でもあります。

人口動態に目をむけると、全国的には急速な少子高齢化が進み、65歳以上の高齢者は、現在の5.7人に1人が、10年後には4人に1人、2050年には2.8人に1人になると推測されています。昭和区においては、ここ20年で14歳以下人口の割合は急激に落ち込み、65歳以上人口の割合は増加の一途をたどっています。平成2年調査では、14歳以下人口の割合が65歳以上人口より高かったのですが、平成7年調査では逆転しています。

また、65歳以上のひとり暮らし高齢者数が年々増加する一方、厳しい高齢社会を支える若い世代の人口が減少しています。【図－1・2】

市内全体と比較しても65歳以上高齢者の割合が大きく、14歳以下児童の割合が小さいのが特徴です。【図－3】

核家族化の進行や、学生などひとり暮らしの増加と相俟って、家族規模を縮小させています。一世帯あたりの人員は低下しており、平成15年調査では、名古屋市全体の一世帯あたり人口が2.35人であったのに対し、昭和区では2.05人となっています。【図－4】

援助を必要としている人々の状況を見れば、介護保険制度が平成12年度から始まり、要支援、要介護高齢者は増加の一途をたどっており、平成15年度では区内で3,191人がなんらかの介護認定を受けている状況です。

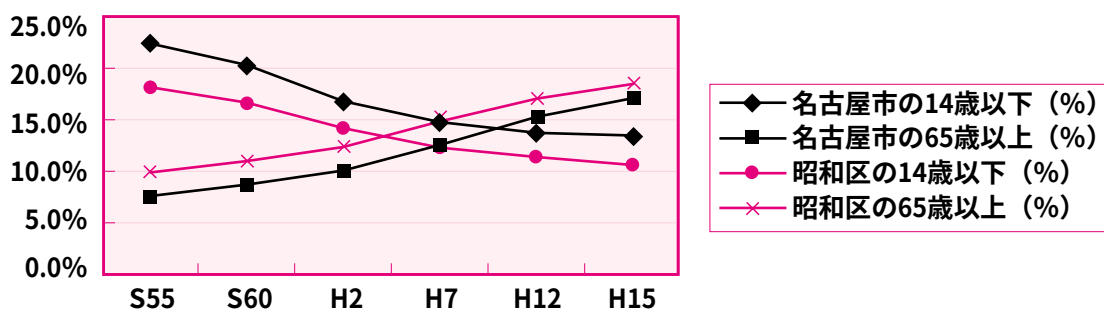
身体障害者手帳保持者と愛護手帳保持者は微増しています。【図－5】

身体障害者手帳保持者の内訳は、全体の過半数が「肢体不自由」であり、以下「内部障害」、「視覚」、「聴覚・平衡」、「音声・言語・そしゃく」と続きます。【図－6】

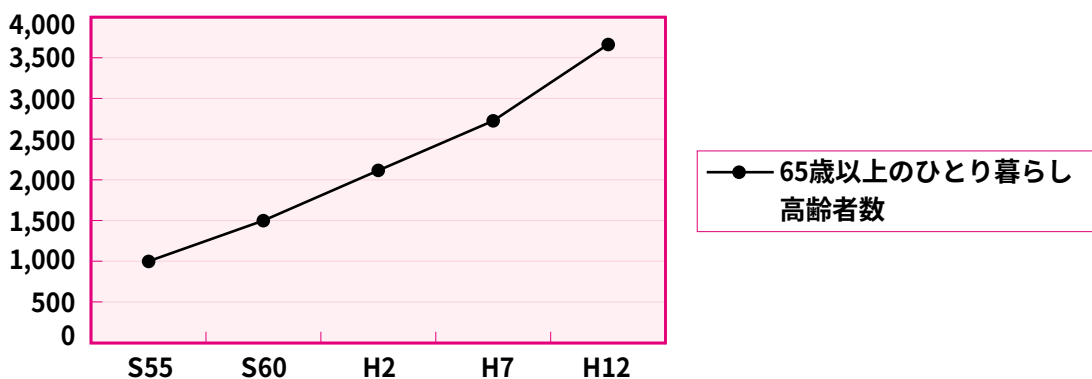
愛護手帳保持者は「重度」と「中度」が多く、以下「軽度」、「最重度」となります。【図－7】

今後も少子高齢化の傾向はしばらく継続すると考えられ深刻な状況がうかがえます。高齢者や障害をお持ちの方などのすべてが、なんらかの援助が必要という訳ではありませんが、やはりこのような動向は無視できないと思われます。

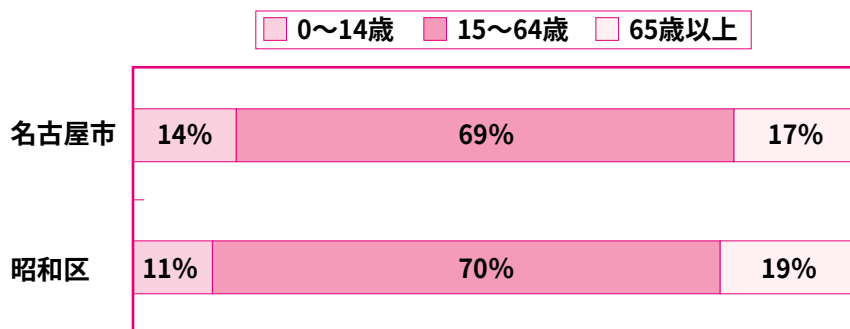
図－１ ○名古屋市と昭和区の14歳以下人口と65歳以上人口の比率の推移



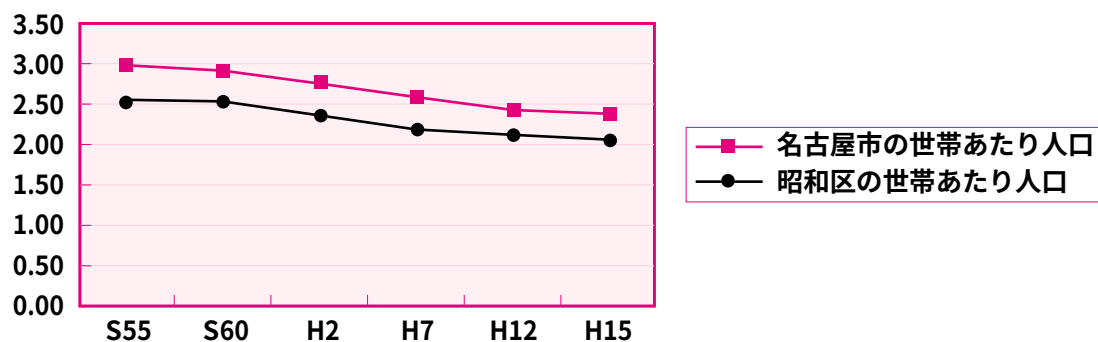
図－２ ○65歳以上のひとり暮らし高齢者数の推移



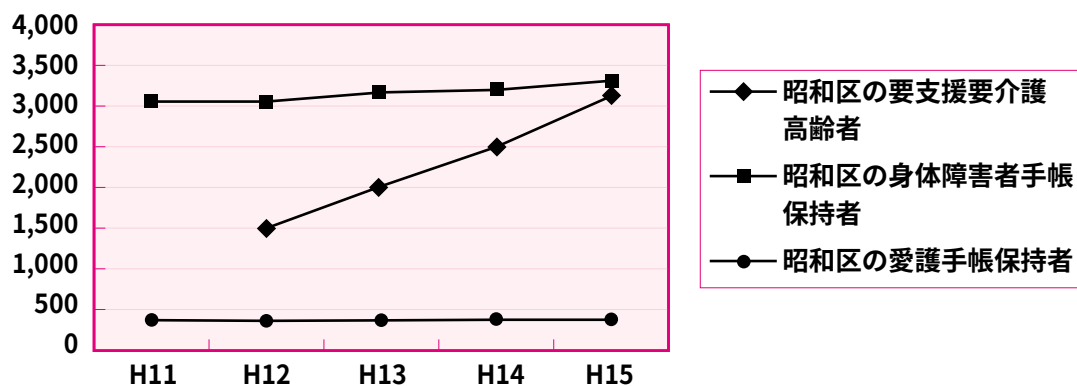
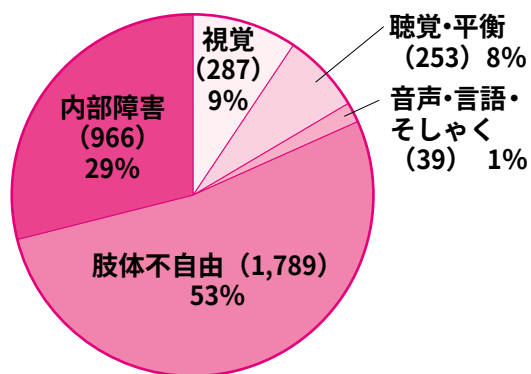
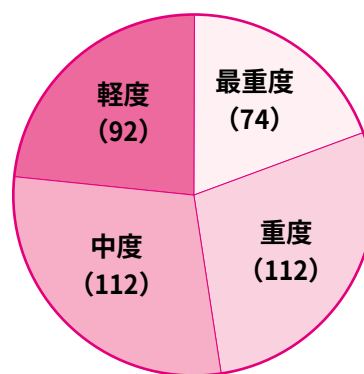
図－３ ○名古屋市と昭和区の人口構成の比較 (H15.10.1現在)



図－４ ○名古屋市と昭和区の世帯あたり人口の推移



図－５ ○昭和区の要介護高齢者、身体障害者手帳保持者、愛護手帳保持者の推移

図－６ ○身体障害者手帳保持者の内訳
(H16.1.31現在) ※ () 内は人数図－７ ○愛護手帳保持者の内訳
(H15.11.30現在) ※ () 内は人数

2 社会資源の状況

地域福祉活動の充実には、地域における活動の担い手の存在が欠かせません。

担い手として、従来からの民生委員児童委員や、区政協力委員、老人クラブ会員、子ども会会員、女性会会員等の地域関係団体における人材に加え、ボランティアや、NPO関係者、民間企業等が増えてきています。

地域には社会福祉施設が数多くあり、今後地域住民と連携して、地域福祉を進めていくことが期待できる貴重な社会資源として注目されます。また、社会福祉施設以外にも、学校、病院、介護保険のサービス提供事業者等が数多くある他、社会貢献活動に熱心な企業もみられます。

○昭和区全体の社会資源データ（H16.3.1現在）

【マンパワーの状況】

1・民生委員児童委員	203人	2・区政協力委員	247人
3・保健委員	472人	4・町内会・自治会の組長	3,769人
5・老人クラブ会長	109人	6・老人クラブ会員	6,105人
7・子ども会会長	196人	8・子ども会会員	6,738人
9・女性会学区代表者	11人	10・女性会会員	1,600人
11・なごやかスタッフ	207人	12・高年大学卒業者	142人
区社協登録ボランティア			
13・ボランティアグループ			80団体
14・個人			69人
15・NPO団体			10団体
16・子育てグループ ※H15. 3.31現在			46団体

【各種施設等】

1・学校	小学校	11校		
	トワイライトスクールの実施	5学区		
	中学校	6校		
	ボランティア活動クラブ	2校		
	高校	6校		
	ボランティア活動クラブ	3校		
2・幼稚園	短大	2校	大学	3校
				11園
3・福祉施設等	保育園	14か所	無認可保育園	3か所
	特別養護老人ホーム	2か所	経費老人ホーム	1か所
	介護利用型経費老人ホーム（ケアハウス）	2か所	高齢者日帰り介護（デイサービス）施設	13か所
	老人福祉センター	1か所	介護実習・普及センター	1か所
	介護老人保健施設	1か所	母子生活支援施設	1か所
	児童館	2か所	児童遊園	1か所
	児童擁護施設	3か所	知的障害児通園施設	1か所
	難聴幼児通園施設	1か所	情緒障害児短期治療施設	1か所
	肢体不自由児施設	1か所	障害児（者）いこいの家	1か所
	自立援助ホーム	1か所	知的障害者助産施設	2か所
	知的障害者通園寮	1か所	身体障害者福祉ホーム	2か所
	身体障害者授産施設	2か所	身体障害者デイサービス施設	2か所
	医療保護施設	1か所	障害者地域生活支援センター	1か所

4・介護サービス事業者（介護保険）	居宅介護支援			20か所
	ホームヘルプサービス	24か所	訪問入力介護	1か所
	訪問看護	7か所	訪問リハビリテーション	2か所
	居宅療養管理指導	33か所	福祉用具貸与	8か所
	痛所介護	13か所	痛所リハビリ	3か所
	短期入所生活介護	2か所	短期入所療養介護	5か所
	痴呆対応型共同生活介護	1か所	介護老人福祉施設	2か所
	介護老人保健施設	1か所	介護療養型医療施設	4か所
5・サービス事業者（支援費）	ホームヘルプサービス【身障】【知的】	10か所	デイサービス【身障】	2か所
	短期入所【知的】【障害児】	1か所	知的障害者グループホーム【知的】	4か所
	ホームヘルプサービス【障害者】	7か所	身体障害者授産施設【身障】	3か所
	知的障害者授産施設【知的】	3か所	知的障害者通所寮【知的】	1か所
6・病院・診療所 ※H14. 10. 1現在	病院	12か所	歯科診療所	82か所
	診療所	109か所	薬局・薬店	58か所
7・公所・署	警察署・交番			9か所
	消防署・出張所			3か所
	郵便局			17か所
8・ふれあい・いきいきサロン ※H16. 4. 1現在				5か所
9・学童保育所				8か所
10・コミセン・集会所				10か所
11・高齢者なんでも相談所				11か所
12・やさしさマーク（注１）交付建築物 ※H15. 9. 30現在				18か所
13・避難所				32か所

【その他】

1・共同募金	法人募金への協力法人	522	法人
2・賛助会員	法人・団体加入会員	153	法人・団体

（注1）やさしさマーク

名古屋市が申請に応じて、誰もが安心して快適に利用できるような整備が進んだお店や施設に対して交付しているマーク。このマークは建物の入口付近や案内カウンターなどに表示されます。



3 地域福祉活動の状況

昭和区の学区地域福祉推進協議会（以下、「推進協」という。）では、日常的に見守り、助け合いながら、福祉サービスの利用を有効に結びつける「ふれあいネットワーク活動」をはじめ、様々な地域活動を行っています。昭和61年に松栄学区にはじめて推進協が設立されたのを契機に、平成7年には全11学区に設立をみました。

ひとり暮らし高齢者を対象とした「高齢者ふれあい給食サービス事業」は、長年に渡って取り組まれている地域に定着した地域福祉活動の一つで、各学区が創意工夫を凝らした活動を実践しています。昭和59年に白金学区で初めて実施され、現在までに区内の9学区で取り組まれています。

また、昭和区では、健康や生きがいをづくりを目的に、身近な場所でふれあい交流をはかる「ふれあいいきいきサロン」が5ヶ所で展開されています。

昭和区は従前よりボランティア活動が盛んなことで知られており、ボランティア同士の相互交流や情報発信を目的に組織された「昭和区ボランティア連絡協議会」も平成15年に結成10周年を迎えるなど、今後の活躍が期待されています。

○地域福祉推進協議会活動について

地域福祉活動の振興を図るため、地域の住民を主体に地域ぐるみの福祉活動を展開し、住民の福祉増進を図ることを目的とした団体。昭和区の全学区に組織されている。

区政協力委員会や、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、子ども会、ボランティアグループなどの関係団体や組織によって構成されている。

活動内容は、ふれあいネットワーク活動、福祉ニーズ調査、各種講座、ふれあい交流会、広報紙発行など幅広く取り組まれている。【図－8】

○ふれあいネットワーク活動について

住民の主体的な参加協力によって、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、痴呆性高齢者やねたきり高齢者、重度障害者のいる世帯、母子・父子世帯などの学区内の要援護者を、日常的に見守り、助け合いながら、福祉サービスの利用を結びつけることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める活動。

○高齢者ふれあい給食サービス事業について

地域福祉活動の振興を図るため、在宅のひとり暮らし高齢者が食事を介しお互いふれあうことにより、孤独感を緩和することを目的としている。

昭和区では11学区中9学区において、推進協や指定団体により実施されている。1回あたりの平均参加者数は会食61人、配食123人である。（平成15年度）

○ふれあいいきいきサロンについて

家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、身近な場所で、気軽に楽しい時間を過ごしていただくサロン活動。地域住民が主体となって実施するもの。

昭和区では、松栄学区に3ヶ所、御器所・村雲学区に各1ヶ所存在する。

（平成16年4月1日現在）

○ボランティア活動について

ボランティア活動は、福祉、環境、国際、まちづくり、教育、スポーツ振興などの各分野で幅広く行われている。

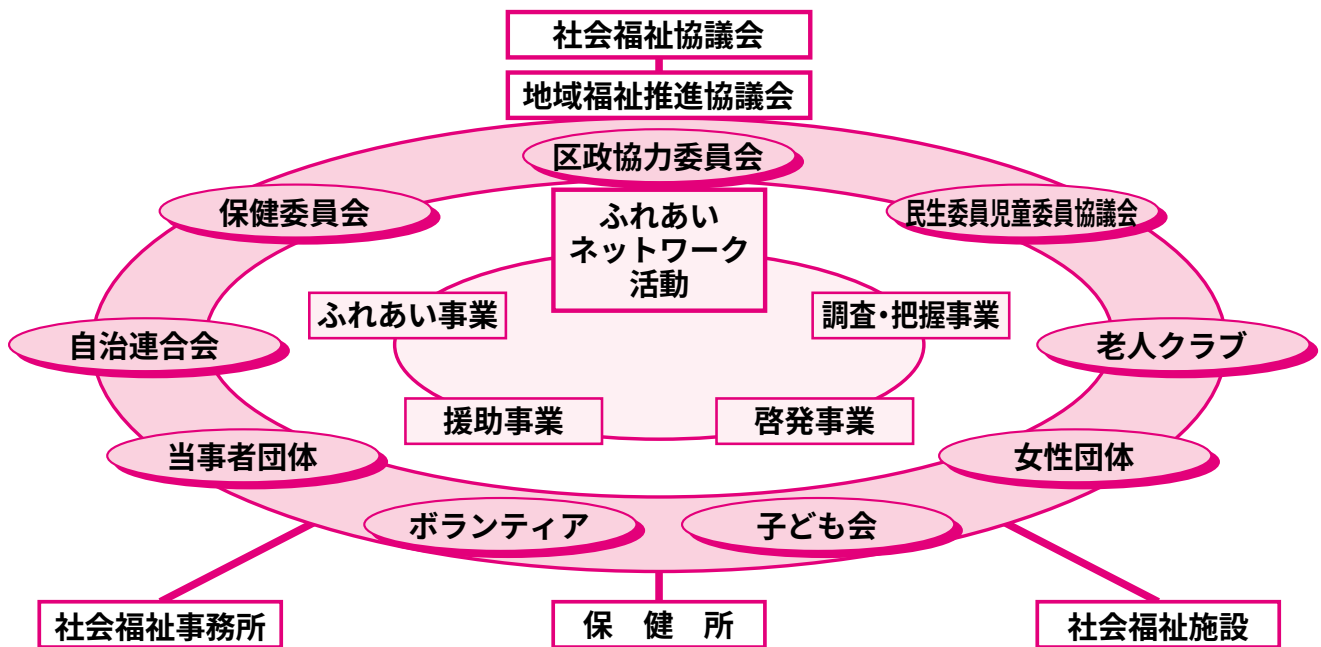
昭和区社協内に設置されている昭和区ボランティアセンターでは、各種ボランティア講座の開催情報、休眠衣料の寄贈先紹介などの情報提供や、施設行事における車イス介助、視覚障害者のガイドヘルプなどの派遣調整をしている。

平成16年3月1日現在では、個人69名、団体80グループが昭和区ボランティアセンターに登録している。【図－9】

○ボランティア連絡協議会について

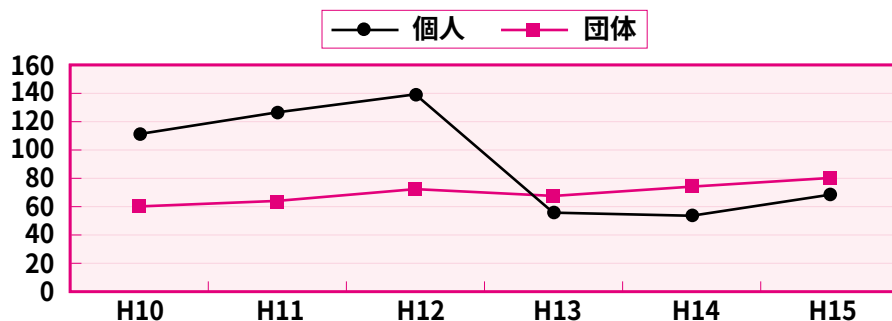
主に昭和区で活動するボランティアにより構成されていて、ボランティアの相互交流やボランティア養成、情報発信などを目的とし、ボランティア活動のさらなる発展を目指している。平成16年3月1日現在、21団体で構成されている。

図－8 ○地域福祉推進協議会及び関連組織の構成



図－9 ○登録ボランティア（個人・団体）の推移

※平成13年度において、登録ボランティアのより確かな実態把握のため、登録ボランティアの整理、確認を行いました。



第2節 昭和区における生活福祉課題

1 地域福祉の推進と支えあう福祉社会の実現

地域福祉の実現は、ひとり社会福祉協議会のみでなしえるものではありません。住民の皆さんとともに、関係の機関や団体、施設、行政機関などとの密接な連携協力がなくては到底進められるものでもありません。地域福祉とは、なんらかの福祉的な援助や支援を必要としている人たちだけの問題ではなく、地域社会全体の課題としてこれをとらえていこうとする考え方でもあります。

特定の担い手に委ねるものでなく、住民の皆さんがさまざまなかたちで福祉活動に参画することにより、住民全体で地域における福祉力を高めていけるような福祉社会を形成する。‘地域のなかでの日常的な支えあい’をもっとしっかりと根づかせる。これらの想いを実現するために、各学区に組織化された「推進協」において、地域の中で何らかの援助を必要とする方々を見守り助け合いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざす「ふれあいネットワーク活動」を始め、様々な取組みを進めています。「推進協」は、地域に最も近いところで福祉課題に対応する具体的な活動を自主的に展開する存在として、最も期待を寄せられる組織です。しかし、一連の活動や取組みも、まだまだ一般には充分認知されていないのが現状のようです。直接の（福祉の対象の）当事者にでもならないうちは、「ある特定の人たちの何か特別な問題」とでもとらえられがちな部分が多く感じられます。また、地域ごとの事情の相違もあり、取組みや内容にも若干の温度差も生じています。

想定されている地震被災などの備えについても、その心がまえや行動について関係各方面から啓発・検討が進められてきていますが、いわゆる‘災害弱者’とみなされる方々へのアプローチなど、地域ぐるみ隣近所といった範囲に及ぶ対応については、現実にはなかなか難しい局面もあるようです。

地域における日常的な支えあいを、地域のなかで築き上げていく取組みは、長い地道な活動と地域の皆さんの積極的な協力なくしては実現できるものではありません。「自分たちの地域は自分たちでよくしていこう」という考え方を基に、各種の条件整備や支援、事業展開をとおり、社会福祉協議会は「地域のための縁の下での力持ち」として、地域の皆さんとともに福祉社会の実現をめざしていくことが大きな役割だと認識しています。

○昭和区災害ボランティア講座（平成15年8月17日開催）の意見

・発災前必要なこと

【個人】

日頃から準備と心構えや、近隣地域とのおつきあい、町内会組織の確認、災害に対する知識修得、避難訓練など

【近隣・ボランティア】

ボランティアグループの組織化、救急対応・応急処置講習の受講、情報の収集など

・発災後必要なこと

【個人】

すばやい対応、適切な誘導・処置、親族の確認、ライフラインの確保など

【近隣・ボランティア】

町内の逃げ遅れた人のチェック、心のケア、清掃活動、炊き出し・物資運搬などの活動、救助活動など

2 誰もが分け隔てなく歩むことができる共生型の地域社会

誰もが分け隔てなく生きがいをもって暮らすことができるような、‘まち’でありたい。このことを考えていく時に、私たちの身の回りに存在するそれを障害するようなハード（物理的）・ソフト（心理的）の両面にわたるバリア（障壁）の数々を感じずにはいられません。なんらかの障害をお持ちの方や高齢の方などから見た場合、‘まち’のなかでの移動や利用する設備施設、環境改善などに対する課題や要望事項もたくさんあると思われます。社会福祉協議会においてはハード面の環境整備についてはなかなか取り組みが難しいものがありますが、広く現状実態を把握し必要な啓発や意識喚起をおこなうことで、改善への共通理解と機運を高めていく働きかけは必要と考えます。また、まだまだ、障害や福祉の現場に対する特別視や偏見といったソフト面のバリア（障壁）の問題も厳然として存在しています。すべての住民の人権が尊重され、差別や偏見がない地域社会を築くことが大切です。そのためには、さまざまな実態や課題を正確に伝えていくことや、障害などのハンディキャップの有無にとらわれることなく、誰もが互いを尊重しふれあい・交流をはかることなどから、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー（注1）化を進めていけるような地域社会の実現に向けての支援が求められるものです。

3 ふれあいの「場所」と「機会」の確保

核家族化や家族規模の縮小・少子高齢化などのさまざまな要因により、地域連帯の希薄化や世代間交流の減少が叫ばれて久しいものがあります。

平成15年度市政世論調査では、「地域における人と人とのつながりや、まとまりについて薄れている」と感じている声が、全体の90.6%を占めています。また、「近所つきあいの程度」は、「たまに立ち話や世間話をする」、「顔があえばあいさつをする」という部分的、形式的なつきあいが、78.3%になっています。【表－1・2】

地域における人間関係の希薄化が、「家庭」という砦に立てこもらせ、外界からの遮断や孤立化を促進してしまうことにもつながり、結果、介護や虐待等の問題が顕在化せず深刻な社会問題として毎日のように取り上げられています。

滝川学区において平成12～13年度に実施された「福祉ニーズ調査」においては、「利用したい地域福祉活動」として「集会所で気軽に集うふれあい活動」を望む声が高い数値が示されました。【図－10・11】

また、白金学区において平成14年度に実施された70歳以上高齢者夫婦世帯アンケートにおいても、同様の結果が得られています。【図－12】

失われつつあるといわれる地域におけるふれあい・支えあいの機運の醸成も、誰もが潜在的に持つ「他者との関わりを持ちたい」とする気持ちをうまく引き出していくことが出来たら、それほどむずかしいことではないのかもしれませんが。日常的な生活範囲の身近な地域のなかにおいて、いろいろな人たちとふれあい・交流を図ることができる場面や機会づくりをとおし、お互いに支えあえる地域の基盤づくりを進められたらと思います。

（注1）バリアフリー

障害のある人が生活の中で障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。もともとは建物のなかの段差などの障壁をなくすという意味で建築用語として使われていました。

現在では障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている制度上の障害や心理的な障害を取り除く、という意味で幅広く使われています。

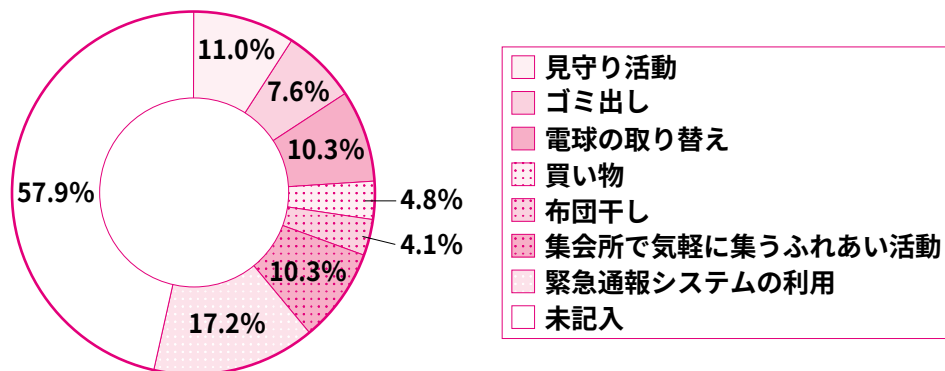
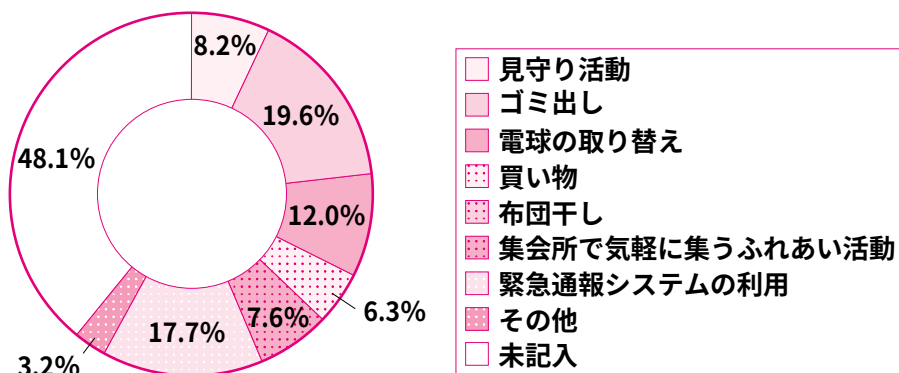
表－1 ○平成15年度市政世論調査

〔近年、「地域において人と人とのつながりや、まとまりが薄れてきている」といわれていますが、あなたはどのようにお感じですか。〕

その通りであり、残念に思う	28.0 %
その通りだが、時代の流れでやむをえないと思う	50.3
以前からつながりやまとまりは薄いと思う	12.3
以前と変わらずつながりやまとまりは強いままであると思う	5.7
薄れてきたどころか逆に強まってきたと思う	0.5
その他	2.6
無回答	0.6

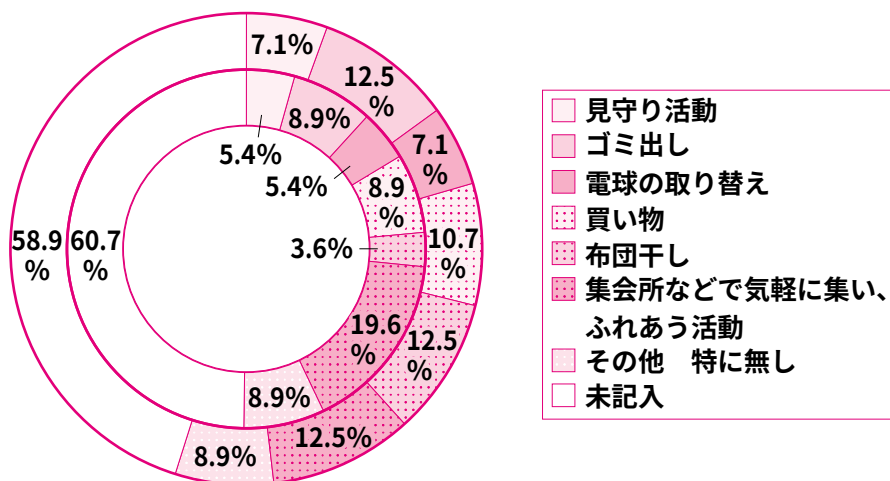
表－2 〔あなたは普段、近所の人とどの程度のつきあいをしていますか。〕

困ったときお互いに相談したり助けあったりする	6.6 %
留守をするとき声をかけ合うなど、親しく話をする	8.6
たまに立ち話や世間話をする	31.4
顔があえばあいさつをする	46.9
ほとんどつきあいはない	6.1
無回答	0.4

図－10 ○平成12年度滝川学区推進協のひとり暮らし高齢者アンケート結果（70歳以上）
〔利用したい地域福祉活動〕図－11 ○平成13年度滝川学区推進協の高齢者夫婦世帯アンケート結果（ともに70歳以上）
〔利用したい地域福祉活動〕

図－12 ○平成14年度白金学区における高齢者夫婦世帯アンケート結果（ともに70歳以上）
[利用したい地域福祉活動]

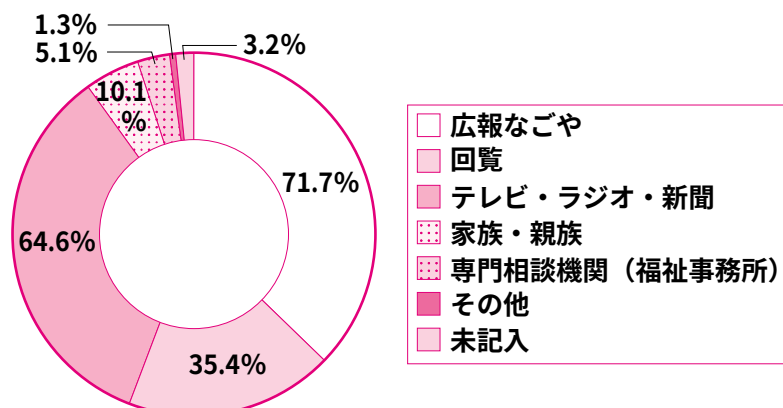
※内側・・・夫 外側・・・妻



4 情報化社会へ対応する福祉

少子高齢社会の進展などを契機に、一昔前に比べれば、「福祉」の問題は限られた人たちのものではなく、誰もが共有し、考えるものとの認識が広まってきたといえます。しかし、まだまだ地域における福祉の問題に寄せる理解や関心は、必ずしも高いとは言えず、具体的な実践活動を展開しようにも、担い手や関係者の顔ぶれがいつも同じということがまます。より幅広い各層へのアプローチとして、情報の発信・提供に積極的に取り組むことにより福祉の裾野を広げていくことが必要と思われます。そのためにも従来の紙ベース中心の発信形態にとどまらず、多様なメディア媒体を活用していくことや、一方通行の情報伝達ではなく、情報受信のあり方も含めた情報の双方向システムを考えていくことが求められるのではないのでしょうか。さまざまな福祉資源や福祉問題など、情報の数々は住民の生活の場である地域に生まれるものです。まずは「地域を知ること」から始める意味でも、地域の福祉ニーズを的確に把握するシステム構築が検討される必要があると思われます。

図－13 ○平成13年度滝川学区推進協の高齢者夫婦世帯アンケート結果（ともに70歳以上）
[福祉関係情報の入手先]



5 ボランティア社会

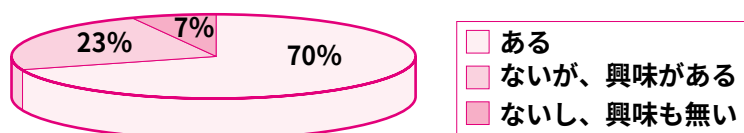
「ボランティア活動はしてみたいんだけど…」という‘隠れボランティア志向者’は実際にかなりの数に登りそうです。しかし、現実にはさまざまな理由から、なかなかボランティア活動に携わる方々の数が増えません。作業部会（ワーキンググループ）にてボランティア活動に関するアンケートを実施したところ、福祉的イベントに参加されていた区民の方々のなかにも、同様の状況が見られました。【図－14・15・16】

ボランティア活動にもっと気軽に参加をいざなえる効果的な仕掛けづくりに一工夫が必要です。

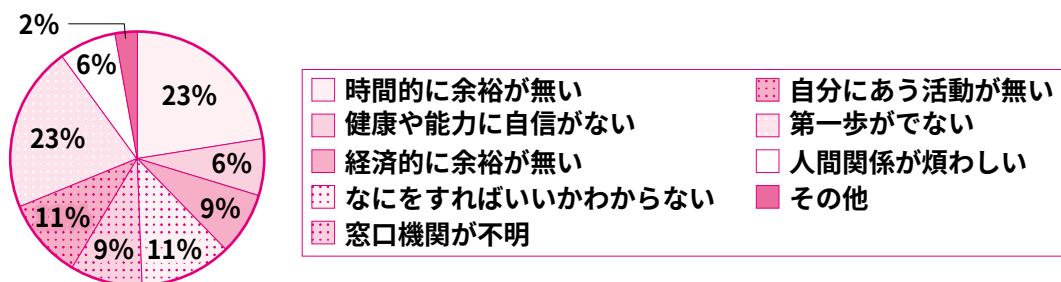
また、多様化するボランティアニーズへの対応や活動推進上の問題など、既にボランティアとして活躍している方々にも悩みが多そうです。

小・中学校にて取り組まれている「総合的な学習の時間」カリキュラムのなかに福祉体験を取り入れる学校が増えてきました。学校機関・地域・社会福祉協議会による連携した福祉教育活動の推進は、次世代の福祉の担い手として期待する青少年層に、福祉への関心や興味を抱かせるうえでも、今後力点を置きたい取組みでもあります。

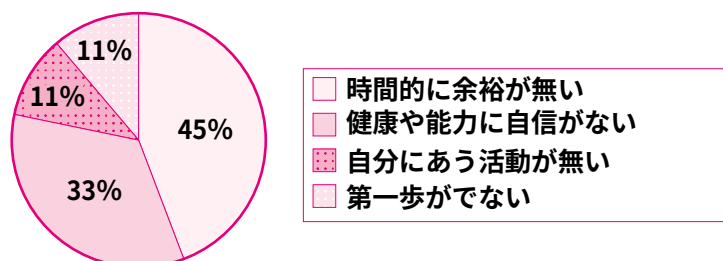
図－14 ○ボランティア活動意識調査結果（平成15年8月24日開催「昭和区の福祉まつり」において実施）
【これまでにボランティア活動をしたことがあるか】



図－15 【これまでボランティア活動をしたことがないが、興味の有る方で、ボランティア活動開始にあたって支障となる事柄】
※回答107人中47名



図－16 【これまでボランティア活動をしたことが無く、興味の無い方で、ボランティア活動開始にあたって支障となる事柄】
※回答107人中9名



第3節 社会福祉協議会の事業推進からみた課題

1 社会福祉協議会の認知

作業部会委員の話し合いのなかでも、区民の内では「社会福祉協議会」を知らない方が大変多いという意見が多数寄せられました。行政機関との混同はまだしも、その名称を聞いたこともないという声が寄せられているという現状の厳しさは無視できません。これまでの、地域で行われる各種行事や社会福祉協議会自らがおこなう事業展開の際のPRはもちろん、広報紙の発行やボランティア情報の提供などの取組みが、必ずしも住民の皆さんの間に認知されしっかりと根をおろしているとは言いがたいようです。各種の情報提供や広報PRのあり方についても一考が必要なようです。

2 社会福祉協議会活動の充実強化

社会福祉協議会の進める各種の事業展開は、これまでも地域の方々の熱心な意欲と取組みに支えられ、推進されてきました。しかし、このことがともすれば一部の限られた方々を中心とした活動の範囲にとどまってしまっている感も否定できません。実際には事業展開や活動推進にあたり、ボランティアの参加が不可欠なことが多いのですが、昨今では年齢の若い方や男性の参加が見込めないことが課題としてよく挙げられます。社会福祉協議会や地域が進める事業活動のなかにいかに多くの方々の参加の輪を広げていくことができるかが大きな課題です。

また、複雑多様化する福祉ニーズに対応していくことに伴い、社会福祉協議会の事業・事務量も年々増加の途をたどっています。優先度の高い事項と地域特性やニーズに即した重点事業項目の推進など、関係事業の効果的・効率的な推進に向けての必要な見直しについても、既存の概念にとらわれることなく、たとえば一定の効果測定を踏まえながらの整理検討が必要となってきています。

3 財源確保

社会福祉協議会の地域福祉推進を支えるためのもうひとつの大きな要因として「財源の確保」の課題があります。社会福祉協議会を財政的側面から支えていただく賛助会員の皆さんからの賛助会費や、共同募金運動の配分金、寄附金などが社会福祉協議会の主な自主財源となっています。これらは、住民の皆さんの篤志に支えられているものですが、昨今の社会情勢とあいまって実績の伸び悩みが深刻な問題となっています。前述のとおり、社会福祉協議会そのものの認知不足も、これらの制度の趣旨や必要性とともに十分に住民各層に浸透しきっていないことが大きいようです。今後どのようにしてより一層の周知を図り、広く地域の皆さんのさらなる理解と協力を得られるようにしていけるかが大きな課題です。

第Ⅲ章 昭和区ふれあいのまちづくり計画

前 節 作業部会における課題整理・検討の状況

計画策定における作業部会は、3つのワーキンググループに分けられました。

第1ワーキンググループは「ふれあいと支え合いのある地域を作ろう」、第2ワーキンググループは「バリアフリーの社会を推進しよう」、第3ワーキンググループは「ボランティアパワーを発掘しよう」というテーマを掲げ、検討に入りました。

当初は、各委員自身が率直に感じる福祉課題や、考えられる対策についての話し合いを進めてきました。回数を重ねるごとに、様々な角度や視点から議論を深めました。

各ワーキンググループでの検討内容を整理【表-1・2・3】したうえで、作業部会全体で議論し、各ワーキンググループの意見を作業部会全体としてまとめあげ、活動計画の基本的な理念、目標をあらわす「基本構想」と、基本構想の実現を目指すべく方向性としての6つの「基本計画」を設定しました。なお、この段階においては、地域や区社会福祉協議会のレベルでは取り組みや解決が困難と思われる事項や、行政責任にて検討・実施してほしい内容については今後の本計画策定の検討作業からはずし、別途、市において策定中の「名古屋市地域福祉計画」におけるヒアリング質問事項のなかでの課題項目として整理し報告をおこないました。

その後、作業部会全体で基本計画の柱を実現するための具体的な5ヵ年の年次別メニューである「実施計画」の検討をおこないました。

作業部会における課題整理、具体的な事業・活動案をベースに、策定委員会でも議論を重ねるとともに、広報紙等を活用して、地域関係団体や、住民の方からの提案や要望などの意見集約をふまえ、住民の意見を反映した活動計画づくりを進めてきました。【図-1】



表-1

第1ワーキンググループ意見整理表

異世代間のふれあいの場をつくろう

柱	課 題	対 策
・ふれあいの「場所」と「場面」づくり ・ふれあいサロンづくり	○お年寄り同士で集まれる場がない。 ○ふれあいの「場所」の確保が難しい。 ○子育てが終了した50代、60代の自立支援・生きがいとなる場がない。 ○三世代家族が減り、お年寄りとの交流の場が減った。 ○核家族化がすすみ、子育ても孤立化しているし、中学生や高校生が部活動以外で活躍できる場がない。 ○移動が不便である。 ○地域（近所同士）の人間関係が希薄化している。	○三世代交流の場をつくる。（町内会に1つくらいの身近なところで） ○モデルとなる「町のたまり場」をつくる。 ○民家や商店街の空き店舗などを利用する。 ○地域で助け合いや見守りの活動を行う。（近所のおつきあいを深める） ○親子で参加できたり、三世代が集えるイベントを実施する。 ■巡回型高齢者自立支援生きがい通所事業の会場を増やす。 ■巡回バスの導入
・マンパワーの確保 ・ふれあいの場を運営する「手段」の発掘 ・社会資源の発掘	○ふれあいの場を、継続して運営する担い手がない。 ○切迫した問題でないと動かない人が多い。動きたくてもその手立てが分からないでいるのかもしれない。	○親子やお年寄りも参加できる「町づくりをする人の養成講座」を実施する。 ○手芸など、ちょっとした特技を身につけられて、サロンで生かせるようなプログラムのボランティア養成講座を実施する。 ○車イス体験や高齢者疑似体験を行い、区民にも障害者高齢者の問題を認識してもらう機会を作る。 ○各団体（例えば子ども会や老人クラブなど）のネットワークを深める。
・交流の場に関する情報発信 ・「ふれあい」や「助け合い」についての啓発	○地域でイベントを企画しても、参加者が少ない。 ○自分たちから地域で何かをやろうとする意識のある人が少ない。（特に若い親など） ○個人の楽しみも多様化しており、「交流」に関する催しを行っても、無関心な人も多いのではないか。 ○地域住民同士の「助け合い」の意識が薄くなっている。	○地域の中での声かけを地道に行う。 ○若い世代の親にも、いろいろな体験をできる場を提供する。 ○福祉ニーズのアンケート調査を実施し、一般区民の福祉に対する意識や、ニーズをつかむ。

表-2

第2ワーキンググループ意見整理表

ふれあいと支え合いのまち昭和区

柱	課 題	対 策
・誰もが暮らしやすいまちづくり ・だれもが住みよいまちづくり ・優しさと支え合いのまちづくり ・支え合いのまちづくり	○道路には危険が多い (歩道上の看板、マナーの悪い自転車利用者、段差、くぼみ、バス停など) ○視覚障害者が気軽に外出するには不都合なことが多い (音声案内信号の整備不十分、点字ブロックが機能していない、史跡・文化施設の解説) ○トイレの確保が困難 (高齢者・障害者・子どもが使いやすいトイレが少ない) ○民間の賃貸住宅でバリアフリー設計のところが少ない ○災害時の対応について整備が不十分	■ハードの整備、新店舗を作るときに配慮 ○点字ブロックについてのPR強化、街を巡回(防犯や地域住民同士のつながりも期待できる) ■病院、銀行、商店などにマルチトイレを設置促進 ■新規建築物をバリアフリー設計に ■災害時の対応強化
・情報の発信と受信 ・情報のバリアフリー ・情報の充実	○視覚障害者が情報収集するのに困難 (社協等が発行する情報誌(ボランティア情報誌等)を読めない) ○時間外の相談への対応 ○福祉サービス等PRが少ない ○まちのひとの意見や考えを聞く機会が設けられていない	○Eメールによる情報発信(メールマガジン) ■SPコード(注1)の活用(スピーチオ(注2)でよみとり) ○Eメールによる相談窓口の設置 ○ホームページの開設 ○「意見箱」の設置 (社協の事務所以外にも、区内の様々な場所に意見箱を設置)
・障害のある方への支援 ・生活支援体制の強化 ・心のバリアフリー	○ふれあいネットワークがまだ少ない ○障害者が地域で気軽に相談、援助を求めることができない ○障害者が働く場所ではヘルパーを頼めない ○ピアカウンセリングの体制が不十分 ○気軽に集まることができる場所がない	○マンパワーの確保と活用 (ふれあいネットワーク、訪問活動、見守り活動) ○地域に「子ども110番」のような、障害者の不安を解消できるもの ※AJU自立の家では、障害者の権利擁護のための相談窓口として、「障害者110番」を設置しています。 ■ワーキングヘルパー ■ピアカウンセリング(注3) ○ふれあいいきいきサロン ○電話を利用した声かけサービス ○障害者の実態把握

表-3

第3ワーキンググループ意見整理表

ボランティアパワーを発掘しよう

柱	課 題	対 策
・ 情報発信	○多くの人に情報が行き渡っていない。 ○自宅などで情報収集の機会を確保できていない。 ○「情報の受け手」の立場に立った情報発信がうまくできていない。 ○定期的な発信ができていないので、常に関心を高めることができない。 ○PRが適切にできていない。	○情報媒体（電話帳、チラシ、広報などや、配布用ポケットティッシュへの活動内容掲載 ○ホームページ開設 ○アンケート実施 ※実施する側は、意図を明確にしないと中途半端になり意味をなさない。 ○ニーズのくみ上げを確実にする。 ○発信側の意図を分かりやすく伝える。
・ 情報受信	○高齢者、介護者等当事者たちの声がわからない。 ○問題を抱え悩んでいる人たちの声がわからない。 ○地域の人の声がわからない。	○アンケート、ニーズ調査の実施 ※調査内容を明確にしないと、意味をなさない。 ○聞き取り等当事者と直に話す。 ※受け止め方と、活用方法が重要。 ○地域による活動（声かけ、しつけ[家族だけでなく、近所の方も]、サロン活動の実施） ※地域へ声をかけ、動かせられるか。
・ ボランティア発掘	○「本当に必要で、求められている」ボランティア養成講座、教室がなかなか行われていない。 ○核となる人がなかなかいない。 ○若い世代にすそのを広げられていない。 ○ボランティア希望者の不安を、取り除けていない。（不安が大きいと一歩目が踏み出せない。） ○一つの活動がそれだけで終わってしまう場合がある。	○ボランティアニーズに合った講座の開催 ○「リーダー的な存在」を育てる講座の開設 ○高校等のボランティア部への働きかける ○若い世代の声を聞く ※引き付けるための魅力があるか。教育委員会等関係機関との連絡は十分とれるか。 ○都合がよければいいとはいけないが、「自分にとっていいことがある」と感じてもらえるようにする。 ○サロン活動から地域の見守り活動へと発展していくような広げていく。

柱	課 題	対 策
・地域の連帯を深める	○地域に集まれる場所が少ない ○多世代間の交流が希薄になっている ○住民主体による問題意識がなかなか共有できない ○場の確保などの為の財源確保が難しい。 ○行政との協力体制がなかなかとれない	○ふれあいいきいきサロンの実施、公共施設（コミセン、学校等）の活用 ○地域の課題を「自分たちの課題で、自分たちが解決する」という意識を育てる方法を考える ○社協の賛助会費、共同募金配分金の活用 ■行政への働きかけ ○情報の共有
・ボランティア活動に必要な条件を整備する	○ボランティア活動に必要な条件が整備できていない ・活動の拠点（どのように、どこに確保するか。） ・運営資金（捻出方法、活動PRの必要性。） ・学習と実践（学習しただけで満足せず、実践していくことが重要。） ・組織（どのようにまとめるか。どのような役割が必要か。） ・情報の収集（まんべんなく収集する。確実に記録し活用する。） ・「傾聴」（ただ聞くだけにならないようにする。次につなげられるようにする。） - など	○ボランティアの手引き（マニュアル）づくり

■の項目については、地域や区社会福祉協議会のレベルでは解決が困難及び行政責任にて検討・実施してほしい項目として市へ報告。

（注1）SPコード

紙に掲載された情報をデジタルに変えるもの。18mm角の中に日本語で約800文字のデータを記録できます。

（注2）スピーチオ

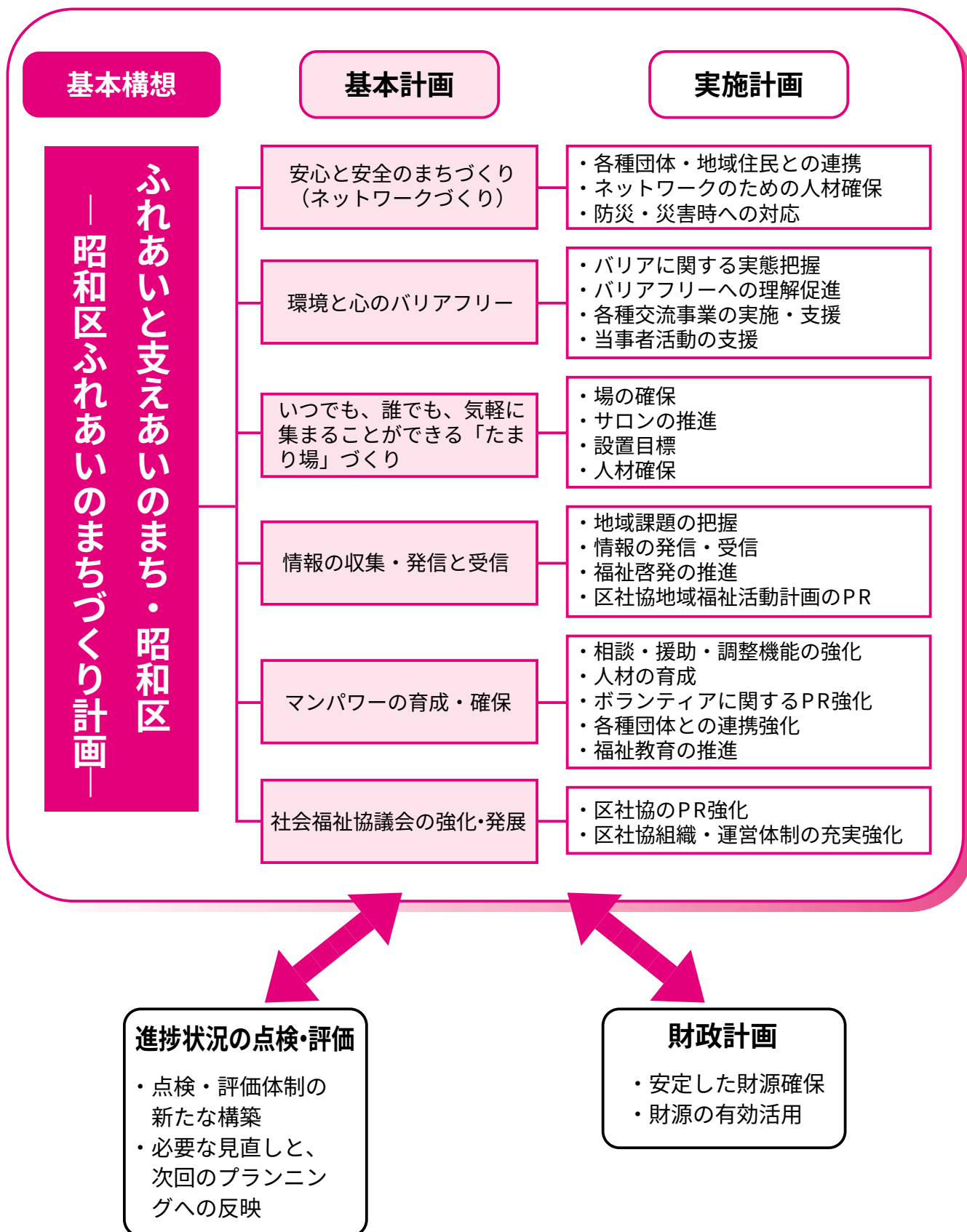
SPコード専用読み取り装置。紙に印刷されているSPコードを読み取ることで、記録されている情報を音声で、点字プリンタと接続すれば点字で、パソコンで接続すればテキストで出力できます。

（注3）ピアカウンセリング

障害者が、自らの体験にもとづき、同じ仲間である他の障害者の相談に応じて問題解決を図ること。ピア（peer）とは仲間、対等な立場という意味をいいます。

図－1

昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画の体系図



第1節 基本構想

昭和区社会福祉協議会がこの計画を実践していくうえで基本とすべき考え方（理念）をあらわすもので、地域住民による福祉活動の推進や協働のありかたとともに、この後進めていく地域福祉推進の方向性を示すものを、「基本構想」と位置づけました。

★「ふれあいと支えあいのまち・昭和区—昭和区ふれあいのまちづくり計画」★

この計画づくりにあたっては、地域で生活する住民の皆さんすべてが安心していきいきと暮らすことのできる「福祉のまち—昭和区」の実現を目指すことを基軸としてきました。

福祉のまちづくりを推進するためには、地域が抱える様々な福祉課題解決に向かって、「自分の地域は自分たちが良くしていこう」という考え方のもとに、住民の皆さんが、福祉への関心を広げ、理解・意識を深め、互いに考え、話しあい、協力し支えあえるような環境を、地域のなかでできるだけ数多くつくりだせるよう取組みを進めることから始まるのではないのでしょうか。そのためには当事者やボランティア・福祉関係者のみならず、幅広く関係機関や団体とも手を携えつつ、誰もが地域の福祉活動に主体的に参加できるような機運を生みだしていくことが必要です。この計画のめざすものが、住民の皆さんに理解・支持され、多くの方々の協働と参加のもと、地域福祉活動の実践とネットワークの更なる充実・拡大によって、「福祉のまちづくり」を計画的に進めていくことが、この昭和区をより住みよくしていくことにもつながっていくと考えます。

このことを踏まえ、住みなれた地域のなかで安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指すための基本的な考え方として、

○**ふれあいのまち**：一人ひとりが福祉への関心と理解を持ち、地域で共に生きる仲間として、互いをわかりあいやさしくふれあえる

○**支えあいのまち**：互いにたすけあい支えあおうとする意識を常に持ちながら、自ら率先して参加・協力し行動することができる

昭和区のまちづくり、を目標と掲げることを、この計画の「基本構想」としてまとめました。

第2節 基本計画

「基本計画」とは、先に掲げました「基本構想」をより実現しやすくしていくために設けられるもので、様々な福祉ニーズや福祉課題のしほり込みから目標実現のための具体的な実践行動を展開する際のめざすべき方向性として設定するものです。この計画においては、次の6つの柱（指針）を位置づけることとしました。

○**安心と安全のまちづくり（ネットワークづくり）**

○**環境と心のバリアフリー**

○**いつでも、誰でも気軽に集まることのできる「たまり場」づくり**

- 情報の収集・発信と受信
- マンパワーの育成・確保
- 社会福祉協議会の強化・発展

それぞれの目標の実現達成に向けた方向性について、以下、順に示していきます。

基本計画 1-1

安心と安全のまちづくり（ネットワークづくり）

★地域のネットワークの構築とこれを充実させていくことを推進し、誰もがこのまちで暮らしていきたいと思えるまちづくりと、想定される地震被災等の災害発生時にも対応できるまちづくりを考えていきます。

<目標実現に向けて今後取り組むべき方向性>

○誰もが主体的に福祉活動に取り組んでいくまちづくりを進めよう

私たちが生活する地域のなかで具体的な福祉課題が生じた場合でも、これを皆の身近な問題としてとらえ、あらゆる場面においてその解決に取り組もうとする近隣住民の積極的な参加による日常的なたすけあいがあれば、どんなにか心強いことかと思われます。必要な情報の提供や研修の実施、後方支援など、福祉への理解や関心を高める様々なアプローチをとおして、全学区に組織化されている「推進協」を中心にできるかぎり、地域のなかで解決を図っていけるような条件整備と、課題解決に住民自らあたろうとしていける風土づくりをめざします。

○関係機関・団体、住民の連携強化を促進し地域でのネットワークを充実させよう。

各種サービスや保健・医療・教育等関係機関とのネットワークの充実、地域での福祉活動を推進するうえで欠かせないものです。当事者、地域の関係者間におけるネットワークづくりに必要な調整や働きかけを支援していきます。

○地域活動への参加の促進と住民相互の交流を深めよう。

地域における住民相互の交流を深める機会づくりを支援し、共通の目標達成のために、老若男女を問わず皆で取り組んでいく機運を盛り上げるとともに、たすけあいの精神や福祉的な心を育んでいく働きかけをおこないます。

○必要な人材の確保・育成を進めよう

地域のなかに埋もれて表面化していなくとも、優れた技術やノウハウを持っている方や、活動に前向きに取り組んでいただける方がたくさんいらっしゃるはずです。地域情報にも充分アンテナを張り、このような人材の発掘・顕在化と必要な資質・意欲を備えた担い手の育成・確保をおこないます。

○災害に強い福祉のまちづくりを推進しよう（地震等の災害発生時に備える準備・対応）

想定される東海大地震などの発災時には、行政と協働し「災害ボランティアセンター」の運営を担っていきます。また、災害時における高齢者や障害のある方などへのサポート体制の構築や、災害時の支援活動に携わるボランティアの育成・派遣、災害時でも活かせる「日常的な支えあいの関係づくり」などについて、関係機関・団体とも連携し、取り組んでいきます。

基本計画 1－2

環境と心のバリアフリー

★誰もがバリア（障壁）を感じることなく地域で生活していけることをめざし、必要な支援を考えるとともに、バリアフリーへの理解・促進を図るアプローチを展開していきます。

<目標実現に向けて今後取り組むべき方向性>

地域に暮らす誰もが、ともに分け隔てなく生きがいを持って暮らせるようなまちづくり・環境づくりが求められています。“バリア”（障壁）については、なにも障害のある方に限定されるものではありません。社会福祉協議会では、障害や痴呆・子育てなどの理解のための各種事業や、地域で暮らすこれらの方々の社会参加、在宅における介護者をサポートする事業などをバックアップしていくことなどをおし、地域のハード・ソフト両面におけるバリアフリー化が進行するよう支援していくことが必要と考えます。

また、まだまだ残されている障害のある方などに対する偏見や差別を少しでも解消し、地域のなかにおけるさまざまな課題を抱えた方々への理解を深めるとともに、地域全体でその自立を支援していけるような、環境や場づくりに取り組む福祉のまちづくりをめざしていききたいと考えます。

そして、私たちの生活するまちの巡回点検や調査活動などをおし、どんなところのどんなことが“バリア”となるのかを発見し、皆で共有理解し、必要な改善に向けた働きかけをおこない、課題を抱える人たちを地域で支え、共に歩んでいこうとする機運を高めていきます。

○まちの“バリア”を身近に知ろう：まちの巡回調査やハンディキャップ体験などをおし、“バリア”を身近なものと感じることのできる機会を設けていきます。

○ノーマライゼーション（注1）の理念の実現に向けて、障害への理解を深め、物理的・心理的な障壁（バリア）をなくすバリアフリーのまちづくりをすすめるため、啓発や理解促進の活動を推進します：なにが“バリア（障壁）”になるのか、“バリアフリー”への整備改修など、ハード・ソフト両面にわたり検証する機会や、これを正しく理解する企画の実施を検討していきます。

○なんらかの支援を必要とする方々に対して、住民参加のもとでの具体的なサービスや支援のありかたを検討するとともに、ハンディの有無に関わらず様々な人たちがふれあい・交流を図ることのできる各種の機会づくりを促進・支援します。

○在宅高齢者の介護者支援：ねたきり高齢者・痴呆高齢者などの家族介護者への支援の一環として、介護当事者組織の育成・支援や、介護者のつどいなどの企画実施をとおして関係者間の連携強化を図ります。

○子育て環境の充実：各種専門機関とのネットワーク化、情報の提供、育児サークルや仲間づくり活動の支援をおし子育て環境の充実を図るなど、地域における子育て支援体制づくりを支援していきます。

（注1）ノーマライゼーション

障害者や高齢者等、社会的に不利を負う人々を当然に包括するのが通常の社会であり、あるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法のことをいいます。

基本計画1-3

いつでも、誰でも気軽に集まることができる「たまり場」づくり

★誰もが集うことができる「たまり場」や、参加者も企画運営に参加できるサロンづくりを推進します。地域で暮らす各世代が、様々な場面において参加、連携し、各々の福祉意識や生きがいを高めていくことができるきっかけを作ります。

＜目標実現に向けて今後取り組むべき方向性＞

誰もが身近な地域でふれあい・支えあいを深められる基盤づくりに取り組んでいこうとする際に求められる条件の一つに、「核・拠点となる場をもつこと」が挙げられます。誰もがもっと自由に集え、気軽に立ち寄れるような「つどいの場」が、より身近な地域のなかに持つことができるとしたら、それをベースとして、地域における日常的なふれあい交流の芽生えや、住民の連携意識の高揚、たすけあいの機運といったものも、より自然と高められていくものではないでしょうか。地域に生活する人たちそれぞれがお互いの「つながり」を確認しあい、一緒に地域を支え、より良い地域づくりを進めていくため、住民の皆さん自身が主体的に取り組んでいける「ふれあいのある『たまり場』づくり」を、住民の皆さんの理解と協力のもとに進めていきたいと思えます。

○「たまり場」として活用できそうな適当な「候補地」を把握確保するために必要な情報収集・啓発をおこない、ふさわしい「場」の選定を進めます。

○当初は、ある程度、対象者層や目的を絞り込んだ「サロン」的な形態から出発することも念頭に推進していきます。これを足場として将来的には参加者の世代や対象の枠を取り払い「自由な行き来の場」づくりにつなげていきます。また、現在、社会福祉協議会が進めている「ふれあいいいききサロン」の設置についても、引き続き推進していきます。

○町内単位にでもこのような「たまり場」を確保できれば理想ですが、まずは学区に1つ以上の設置を目標としていきます。既存サロンの立上げ手順や開催状況なども、モデル事例のひとつとして広くPRに努めていきます。

○「たまり場」の運営は、場の所有者や管理者、地域関係者ももちろんですが、本来、その場に参加される住民の皆さん自身が、できるだけ主体となっておこなうことが理想ではないでしょうか。参加される方々も「お客様」的な立場でなく、積極的に運営・企画に参加していただけるような雰囲気づくりと、これを支える「リーダー的役割」を担える方々を確保・養成していく仕組みづくりと働きかけを考えていきます。

基本計画 1－4

情報の収集・発信と受信

★様々な情報提供・広報媒体を活用し、幅広く福祉関係情報を発信していくとともに、福祉ニーズを早期に発見できる仕組みづくりの検討や、地域からの要望を得られるような情報収集の方策を考えていきます。

<目標実現に向けて今後取り組むべき方向性>

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するためには、まず住民の皆さんに福祉に対する理解と関心をより一層深めていただくことが重要になります。そのためには、福祉に関する総合的な情報の提供を図るとともに、地域から上がってくる声を拾い上げていくことが大切です。

幅広く福祉関係情報を提供していくための取組みの展開と広報啓発事業を充実していきます。

また、地域ニーズに即した活動の展開をめざし、新たなニーズの把握発見と検証を目的に、たとえば、各学区の推進協などと連携し、地域課題の把握のための各種調査を実施し、課題の整理をおこなうとともに、関連する各種情報、必要なデータ、また、制度施策や社会資源、学習や研修機会など幅広く福祉情報を収集し、これを提供していきます。

○情報の双方向性の充実強化を図ります。従来の紙ベースによる情報のやりとりにとどまらず、インターネット（ホームページの作成等）を活用し、広く効果的な福祉関係情報の提供発信を図るとともに、様々な機関やメディアからの情報収集を積極的におこない、最新の情報の発信・受信につとめます。

○区民のニーズに即した情報が掲載された、読みやすい広報紙「ふくし」発行に向けて、その内容充実を図り、住民の福祉に対する理解と関心を高めるとともに、地域のなかにおける積極的な参加や協力を広く求めていく広報の充実、情報の提供を図ります。

○社会福祉協議会活動を広く住民にわかりやすく紹介し、理解啓発を促進するためのPR用リーフレット等の発行や、福祉全般の啓発を目的とする福祉セミナー等を開催していきます。

○様々な情報提供・広報媒体を活用し、情報の発信と啓発活動につとめます。

○地域に身近なところから、気づいたときに福祉に関する要望や情報を得られるような方策を実施します。

基本計画1-5 マンパワーの育成・確保

★ますます複雑多様化するニーズに応じていくため、地域福祉を支える担い手を地域のなかから発掘・育成していくことを目指します。また、次世代を担う児童・生徒に対して福祉に関心を寄せてもらえるようなアプローチについても取り組んでいきます。

＜目標実現に向けて今後取り組むべき方向性＞

誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを図っていく上で、その担い手としての住民の皆さんの主体的な積極的なボランティア活動への参加は、今後ますますその重要性が高まってくるものと思われます。ボランティアニーズを紹介する情報の定期的な、またタイムリーな発信・受信とともに、新たにボランティアを志す方々へのアプローチ、既に実践者として活動に携わる方々へのさらなるスキルアップ、ボランティアリーダーとして期待される方々への研修の実施、活動継続にあたり様々に生じてくる課題解決への支援など、各層各状況に応じた取組みの充実に積極的に取り組みます。

昨今、次世代を担う児童・生徒に対しての福祉教育の推進も注目されています。学校教育カリキュラムのなかの「総合的な学習の時間」の活用については、地域交流・環境問題への取組みなどとともに、福祉体験やボランティア活動などをテーマに組み入れる学校も大変多くなってきています。学校教育の場面における福祉教育への取組みに対応し、より高く福祉意識を醸成するため、教育関係者を含めた児童・生徒向けの福祉教育支援にかかる事業展開を考えていきます。

○ボランティア活動を総合的に支援する「昭和区ボランティアセンター」が、区内のボランティア活動の基盤拠点となるような運営と機能充実の強化を図っていきます。

○地域福祉活動を支える人材・担い手の育成をめざします。

地域の福祉課題を明らかにしていくことにより住民の課題認識を深めるとともに、福祉意識を高めるための学習活動を充実するなど、地域福祉活動を進めるにあたって必要となる人材や担い手の育成を進めます。ボランティア活動を希望される方が気軽に活動に参加できるような環境整備を図っていきます。

○地域福祉活動を活性化させる教育活動との連携を図ります。

学校と連携し教育現場における福祉教育活動の展開・充実を図ります

小・中・高校と協力し、「総合的な学習の時間」(注1)カリキュラムなどに代表される学校が取り組む福祉実践活動や福祉学習の充実を図り、生徒・学生に正しく福祉活動を理解してもらうためのプログラム開発を支援・協力します。

○また、福祉教育推進担当教諭との連携を深めるほか、児童・生徒を対象にした福祉体験学習の機会を設けます。

(注1) 総合的な学習の時間

地域や学校、子どもたちの実態に応じて学校が創意工夫を生かし、特色ある教育活動が行える時間、国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科の枠組みを超えた課題に関する学習を行える時間をいいます。

基本計画 1－6

社会福祉協議会の強化・発展

★地域福祉を推進していく中核的団体としての社会福祉協議会がその機能を十分に発揮できるような内外における条件整備を考えます。

<目標実現に向けて今後取り組むべき方向性>

社会福祉法のなかで、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体であることが明確に位置づけられており、今後その役割はますます重要になっていくとされています。その役割を担うためには、地域のなかで社会福祉協議会がきちりと住民の皆さんに認知され、住民の皆さんとの協働と円滑なパートナーシップのもとでの活動展開の充実強化が求められます。そのためには、組織・運営体制の整備及び事業執行のための安定した活動財源の確保等も大きな課題となります。

○社会福祉協議会の事業、役割についてのPR

社会福祉協議会の組織は、各種社会福祉関係団体などの関係者、福祉施設、各種当事者、ボランティアなどが会員となって構成され、その事業展開は、常に住民の皆さんの参加によって支えられています。今後の複雑多岐化する地域ニーズに対応していくためにも、まず、住民の皆さんにもっと「社会福祉協議会」という団体を、そしてその果たすべき役割や取り組む事業などについて、認知いただくことが最大の課題です。地域ぐるみの活動展開を推進するにあたり、そのことを基盤として、よりよい福祉のまちの実現に向けての住民の皆さんの積極的な参加を得て、共に手を携えて活動を展開していきます。

○社会福祉協議会の組織・運営体制の充実強化

地域ぐるみでの福祉活動を進めていただく際の良きコーディネーター（注1）としての役割を遂行できるよう、事務局職員の専門性や資質の一層の向上を図ります。

複雑多様化するニーズに対応していくことに伴う事業・事務の増加にあたり、優先度の高い事項や地域特性を考慮した重点項目の設定をおこなうなど、より効果的・効率的な事業展開のあり方を考えていきます。意義のある既存事業のさらなる推進と、新規に着手すべき各種の事業展開や抱える課題克服について、内外からも積極的に意見提案を取り入れ、取り組みを進めていきます。

また、関係機関・団体とも引続き積極的な連携を図り、相互の協力関係のもと、地域福祉の実現を目指します。

地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会が、その機能を十分に発揮できるような働きかけと仕組みづくりや財政基盤などの強化推進の検討が早急に求められます。

（注1）コーディネーター

あるものとあるものを対等に結びつけ、それぞれがより生かされるようにする役割のこと。福祉領域においては、具体的には、ボランティアの需給調整、社会資源の連携推進などをする役割のことをいいます。

2 財政計画

これまで記してきたこの地域福祉活動計画の実現に向けてはもちろんのこと、ボランティア活動と連携するなど、柔軟性や民間性を生かした様々な活動を始めとする社会福祉協議会の特性を生かした事業を展開していくために、いかに必要な財源を確保していくかは今後の大きな課題のひとつと言えます。社会福祉協議会のみならず関係各方面の財政状況もますます厳しくなり公的な補助金や助成金もなかなか期待し得ない状況下において、これら財源に依存しない活動資金や運営費捻出のための安定した自主財源の充実確保の課題は避けてとおれません。そのためには、共同募金配分金の有効活用を始め、賛助会員の加入促進の増強や地域との日常的な関わりのなかで寄附金を募っていくなどの働きかけも必要と思われます。

<目標実現に向けて取り組むべき方向性>

○活動財源の確保策の検討（地域福祉活動を進めるための体制強化）

地域福祉活動計画を円滑に推進するうえでの事業執行のための安定した財源の確保を考えるにあたり、会費、共同募金、寄附金などの、社会福祉協議会活動の充実強化の基盤となる活動財源の確保と、その運用について検討を進めていきます。そのために広く関係機関や地域の皆さんからもアイデアを集約したり、既存概念にとらわれずに、各種事業展開のなかで新たに財源を生み出していくことができるような取組みをおこないます。

○地域福祉の充実の必要性を住民の皆さんに啓発し、社会福祉協議会を財政的にも支援いただく賛助会員制度のさらなる周知拡大に努めます。これにあわせて、より「福祉への関心を喚起」できるような企画実施を図るとともに、加入会員としてのメリット・優位性を考慮した対応策についても検討していきます。

○共同募金配分金などの有効活用はもとより、各種の助成事業を含めた社会福祉協議会事業全体の効果測定を図り、必要な部分においてはその見直しをおこなうほか、これを踏まえたうえでの財源活用の適正化を図り、事業推進のための経営基盤の確立・体制づくりを積極的に考えていきます。



第3節 実施計画

ここでは、基本構想の実現に向けての平成16年度からの5ヵ年の年次別に取り組んでいくメニューとその考え方について、基本計画の柱に沿い、年次計画、役割分担などにもふれ、具体的な事業展開を活動項目ごとに示していきます。

△準備、検討、調整

○実施、開催、推進

◎充実、拡大

【安心と安全のまちづくり（ネットワークづくり）】

(1) 各種団体・地域住民との連携

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
地域における日常的な連携強化の促進	地域住民の日常的な連携強化を図るため、意識啓発や交流会、講座、イベント等の開催を促進支援します。	○推進	→	→	→	→	推進協 地域団体
社会福祉関係団体等との連携強化	各種社会福祉関係団体等との連携を強化し、各団体の特性を生かした地域福祉推進事業の展開を支援します。	○推進	→	→	→	→	各種団体
推進協活動の円滑な活動支援	円滑に運営され、組織として強化された推進協を支援するため、必要な調査、研究、啓発及び連絡調整、指導、援助、活動推進に関する情報交換や提供、課題の整理検討、研修機会の提供を進めていきます。	○引き続き推進	→	→	→	→	推進協
「ふれあいネットワーク活動」の拡充支援	推進協を中心とする見守り活動である「ふれあいネットワーク活動」を重点的に推進します。	○推進	→	→	→	→	推進協
高齢者ふれあい給食サービス事業への支援	「高齢者ふれあい給食サービス事業」の実施主体に対し、研修会、交流会の開催や必要な指導援助をおこない、活動推進を支援します。	○推進	→	→	→	→	推進協 給食実施団体

(2) ネットワークのための人材確保

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
地域におけるボランティア活動者の育成、支援	福祉推進協議会ボランティア研修会等により、地域において活躍できるボランティアを育成、支援します。	△検討	○年1回研修会実施	→	○年2回研修会実施	→	推進協

地域福祉・ネットワーク推進講座の開催	区民を対象とした理解推進のための講座や、ネットワーク構築にあたってのリーダー養成をはじめとした人材の育成確保の講座を開催します。	△ 検討	○ 年1回 リーダー養成講座	→	○ 年2回 リーダー養成講座	→	推進協
--------------------	--	---------	----------------------	---	----------------------	---	-----

(3) 防災・災害時への対応

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
災害に関する講座、模擬訓練の実施、支援	災害に強い福祉のまちづくりを目指して、区民に対して意識啓発を促進します。	○ 実施	→	→	→	→	推進協 災害ボラ 各種団体
災害ボランティアコーディネーター連絡会の開催	災害時に対応するボランティアの育成、拡大を図り、災害ボランティアネットワークの継続のために、連絡会を開催します。	△ 検討	○ 連絡会の実施	→	→	→	災害ボラ
災害ボランティアセンター立ち上げについての協定に基づく準備態勢強化	災害時においてスムーズにボランティアセンターを設置するために準備態勢を整えます。	○ 実施・推進	→	→	→	→	災害ボラ
災害時の障害のある方々へのサポート体制の推進	災害時におけるマニュアル作成など、サポートシステムを構築します。	△ 検討	○ 実施	→	→	→	推進協 災害ボラ 各種団体

【環境と心のバリアフリー】

(1) バリアに関する実態把握

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
バリアに関する調査	まちの巡回運動や、環境点検、調査を実施し、バリアを認識し、改善する手段を検討する機会を設けます。	△ 準備・検討	○ 実施・検証	○ 改善の手段の実施	→	→	推進協 ボランティア 障害者団体
当事者や団体へのアンケート等による実態調査の実施	課題や要望を集約して、実態を把握し、バリアフリーを推進します。	○ 検討・調査 実施・分析	→	→	○ 検討・調査 実施・分析	→	当事者団体

(2) ネットワークのための人材確保

事業項目	実 施 内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
バリアの理解促進を図る企画の実施	バリアをテーマとした作品展や、研究発表会、体験実践教室の開催などとおして、正しい理解を促進します。	△ 検討	○ 実施	→			ボランティア 障害者団体
作業所、グループホーム等のPR	区内の関係施設のPRや、情報提供を推進します。	○ 広報誌やホームページでPR	→				施設

(3) 各種交流事業の実施・支援

事業項目	実 施 内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
ふれあい交流イベントの企画実施、協力、支援	「福祉まつり」をはじめ、いろいろな人たちがふれあい交流できる機会作りに協力し、促進・支援します。	○ 推進	→				ボランティア 区ボラ連協 各種団体

(4) 当事者活動の支援

事業項目	実 施 内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
障害を持つ方々への直接的、間接的な支援	外出先の介助支援など障害者に対する支援を検討します。	△ 検討	→	○ 試行実施	→		ボランティア 障害者団体
当事者活動への支援の充実	活動の紹介や、当事者の組織化、連携、強化を支援します。	○ 自主活動の支援	→				当事者団体
在宅高齢者の介護者支援	家族介護者への支援の一環として、介護者組織の育成支援を行います。	○ 推進	→				介護者組織
子育て環境の充実	子育てに関する様々な問題の解決を図るため、身近な地域での相談機能、子育て支援体制を充実、推進させます。	△ 検討	○ 推進	→			子育てグループ

【いつでも、誰でも気軽に集まることのできる「たまり場」づくり】

(1) 場の確保

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
サロンとしての場の確保	区民向けの広報や、説明会の実施、情報収集、アンケート調査等とおし、会場となりうる「場」の確保を図ります。	○ 広報・調査・会場募集					推進協 地域団体

(2) サロンの推進

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
世代を超えた参加者主体のサロンの推進	各世代の意識調査をふまえながら世代間交流し、参加者が企画運営に積極的に参加しながら形作っていく「サロン」を推進します。	△ 検討・調査	○ 推進				ボランティア 推進協 地域団体
サロンにおける多様なプログラムの推進	日常的に役立つプログラムの実施や、男性向け、子育てサロンなどを関係機関と連携しながら推進し、サロンを展開していきます。	△ 準備・検討	○ 実施・推進				ボランティア 推進協 地域団体

(3) 設置目標

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
学区に一つ以上設置	モデル地区を指定し、啓発促進を図り、全学区1ヶ所以上設置を目標とします。	△ 準備・検討	○ 2学区設置目標	◎ 5学区設置目標	◎ 8学区設置目標	◎ 11学区設置目標	ボランティア 推進協 地域団体

(4) 人材確保

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
運営における人材確保	地元の人材発掘や、ボランティア養成、サロン推進サポーターの確保等を行います。	△ 準備・検討	○ ボランティア養成・発掘				ボランティア 推進協 地域団体

【情報の収集・発信と受信】

(1) 地域課題の把握

事業項目	実 施 内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
地域福祉課題や福祉ニーズの調査	区内の福祉課題、ニーズを調査研究し、新たな福祉ニーズの発見や課題の整理・検証を行いその解決方策を検討します。	○ 検討・調査実施・分析	→	○ 検討・調査実施・分析	→	○ 検討・調査実施・分析	ボランティア 区ボラ連協 推進協 地域団体

(2) 情報の発信・受信

事業項目	実 施 内 容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
広報紙「ふくし」の内容充実	効果的な配付手段の検討をしながら、区内の地域福祉に関する幅広い情報を定期的に提供し、区民の福祉に対する関心と理解を深めます。(年3回発行)	○ 内容の充実	→	○ 一般区民参加による編集発行	→	→	ボランティア
区社協PR啓発用リーフレットの作成	区社協活動を紹介をする小冊子等を作成配付します。	△ 検討	○ 作成・発行・配布	→	→	→	
ホームページの開設	区社協のみならず、区内の活動団体(ボランティアやNPO団体)や、その他福祉活動情報を広く区民に情報発信します。	△ 準備・開設	○ 内容の更新・充実	→	◎ 多様な内容の掲載	→	ボランティア
Eメールによる情報配信や福祉相談	在宅の相談者への対応や、迅速な情報配信や相談業務の実現のため、Eメールを活用します。	△ 準備	○ 実施	→	→	→	
情報発信体制の整備・対応	点字、SPコード、音訳テープなど視覚、聴覚などの障害に配慮した発信方法の導入整備を図ります。	△ 検討	○ 順次推進	→	→	→	障害者団体
各種情報媒体の活用と新しい形態の情報集約の検討	様々な情報提供の方法を検討するとともに、地域に身近なところから気づいた時に福祉に関する要望や情報が得られるような方策の検討工夫を図ります。 例) ふくし意見箱の設置、ふくしの御用聞きさんの配置など	○ 検討・試行	→	→	→	→	各種情報機関

(3) 福祉啓発の推進

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
福祉理解啓発のための福祉機器機材等の整備貸出	福祉に対する理解や関心を高めるため、様々な場面で活用できる福祉機器機材を地域団体や、学校、企業の研修機会等へ貸し出します。	△ 検討・調査	○ 計画的整備	→	→	→	
福祉啓発のための情報提供・セミナーの開催	情報紙の発行、ビデオ貸出・作成、体験型福祉講座・福祉セミナーの開催をおこないます。	○ 検討・実施	→	→	→	→	ボランティア

(4) 区社協地域福祉活動計画のPR

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
区社協地域福祉活動計画のPRと啓発	活動計画の内容を幅広く地域住民に伝えるため、冊子と概要版を発行し、広くPRに努めます。また、5ヶ年の中で中間報告を実施します。	○ 作成・発行・配布	→	○ 中間報告	→	→	
区社協地域福祉活動計画に関する説明会等の開催	計画の実施内容を、幅広く伝えるため、記念講演会や説明会等を開催し、計画実現のために住民の積極的な参加を促していきます。	○ 開催	→	○ 中間報告	→	→	

【マンパワーの育成・確保】

(1) 相談・援助・調整機能の強化

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
ボランティア相談援助体制の強化	ボランティアニーズ対応、需給調整、ボランティア登録の推進、ボランティア保険の加入促進などを図り、相談援助体制の強化を推進します。	○ コーディネート対応 100%を目標に引き続き推進	→	→	→	→	
ボランティアスタッフ参加による相談体制や交流の推進	ボランティアスタッフ参加によるボランティアに関する相談や交流を推進し、ボランティア活動の拡充推進を図ります。	○ 検討・推進	→	→	→	→	ボランティア 区ボラ連協

(2) 人材の育成

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
各種講座の充実とフォローアップ	各種養成講座、研修などの体系的実施により、マンパワーを発掘します。また、フォローアップについてもしっかりと推進していきます。	○ 内容検討・推進					ボランティア 区ボラ連協 推進協
新たな人材の発掘	企業で働いている方や、退職後の有能な人材、学生など、新しい人材の発掘を検討、推進します。	○ 検討・推進					推進協 地域団体

(3) ボランティアに関するPR強化

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
ボランティア活動啓発用リーフレットづくり	ボランティア活動を整理し、活動の普及を図るため区民用のリーフレットを作成します。	△ 整理・検討		○ 作成・配布			ボランティア 区ボラ連協
ボランティア情報紙の発行	ボランティアに関する情報を集約し、効率的に提供する情報紙を発行する事により、区民のボランティア活動への関心を高め、当該活動の推進を図ります。	○ 内容検討・年1回発行	○ ボランティアに参加する編集発行	◎ 年2回発行		◎ 年4回発行	ボランティア 区ボラ連協
ボランティアセンターホームページの開設	ホームページにおいてボランティア情報を充実します。	△ 準備・開設	○ 内容の更新・充実		○ 随時ボラ情報発信・ボラ委員の参加		ボランティア 区ボラ連協
ボランティア活動のPRの実施	公共機関や人が集まる場所でのボランティア活動PRの実施を図ります。	△ 試行・推進		○ 実施			ボランティア

(4) 各種団体との連携強化

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
高校、大学とのネットワーク作り	小・中学校に加え、高校・大学など学校機関と連携し、青少年に対するボランティア活動の推進のため、連絡会や発表会の開催や、具体的事業の推進を図ります。	△ 検討	○ 連携を生かした事業の推進				学校
昭和区ボランティア連絡協議会の支援	昭和区におけるボランティア活動推進の中心的団体である「昭和区ボランティア連絡協議会」を支援します。	○ 支援・推進					区ボラ連協

(5) 福祉教育の推進

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
福祉体験事業の実施	福祉施設での体験学習や、ボランティア活動体験など児童・青少年を対象にボランティア活動に親しめるような企画立案や事業推進を図り、福祉に対する理解を深め、福祉活動への参加を促進します。	○ 内容 検討					福祉施設 ボランティア 区ボラ連協
福祉教育プログラムの協働作成	児童、生徒の福祉への理解を推進するため、福祉体験・学習プログラムを学校、福祉施設、ボランティア団体等と協働で作成し、情報提供していきます。	△ 検討	○ 連絡会 開催	○ プログラムの 作成			学校 福祉施設 ボランティア 区ボラ連協
児童関係団体の連携強化	児童青少年関係機関、団体・主任児童委員などとの連携活動の強化を図りながら、児童福祉の向上や、障害児・健常児の交流などを推進します。	○ 推進					児童関係 機関 地域団体

【社会福祉協議会の強化・発展】

(1) 区社協のPR強化

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
区社協活動の啓発・PR	区社協の事業内容・活動を区民にわかりやすく紹介する為のリーフレットの作成や、各種媒体の活用、直接的な出張説明会などをおして、積極的にPRします。	○ 検討・ 推進			◎ 充実		

(2) 区社協組織・運営体制の充実強化

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
関係機関・団体、施設、行政機関との連携強化	積極的な連携を図り、密接な協力体制を実現します。	○ 推進					各種団体 施設 行政
区社協の組織・運営体制の強化	理事会、監事会、評議員会の開催を推進し、経営基盤を強化します。	○ 開催・ 推進					

区社協事務局体制の強化・整備	事務局職員の資質向上、各種研修会への積極的参加、各種資格取得の促進等の機会をとらえ、職員の専門性、実務遂行能力の向上を図ります。	○ 実施・推進					
業務執行体制の強化	区社協の各種事業や検討課題に関する専門部会を設置し、様々な角度から具体的な取り組みや検討を進めていきます。	△ 検討・準備		○ 実施			

【財政計画】

(1) 安定した財源確保・有効活用

事業項目	実施内容	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	関係機関
寄付金・会費制度など自主財源確保の検討	寄付金や、一般会費、賛助会費など自主財源の確保に努めます。 賛助会費については、PR強化に努めるとともに、より「福祉への関心を喚起」できるような企画づくりや、加入会員としてのメリットなどを検討します。	◎ PR強化・会費制度の充実強化		○ 見直し・検討	◎ 充実強化		関係機関
共同募金運動への協力	地域福祉活動及び民間社会福祉事業の振興において、重要な財源である共同募金運動に協力し、財源の確保に努めます。	◎ PR強化・制度の充実強化		○ 見直し・検討	◎ 充実強化		関係機関
事業の見直しや、計画的な財源運用に向けての取り組みの推進	事業の見直しや、計画的な財源運用の推進を検討します。	△ 見直し・検討	○ 推進				

第IV章 より確かな実践のために

第1節 計画の進捗状況の点検、評価

1 進捗状況の点検・評価の必要性

この地域福祉活動計画は、関連する福祉分野の計画（行政計画でもある「名古屋市地域福祉計画」や「名古屋市社協地域福祉推進計画」など）ともある程度の整合性をとりながらも、民間活動の視点からの地域福祉の推進を目的として策定されるものです。計画の内容の具体化にあたっては、その達成度合いを評価しつつ、一定の期間を持って、必要に応じて実施計画自体を見直すということも大切になります。そのためには、社会福祉協議会自らが計画の進捗状況を常に点検・評価する体制やその手法をあらかじめ検討し構築しておく必要があります。

2 点検・評価システムの構築

幅広く住民の皆さんや学識経験者も含めた、“評価委員会（仮称）”の組織化を検討し、この計画の進捗状況の把握点検とその評価をおこなう体制を設けていきたいと考えます。この評価委員会とは、計画の進捗状況を点検・評価し、実施主体である社会福祉協議会に対して報告・提言をおこなっていくものです。

評価委員会は、この計画が設計図どおりに確実に実行されているかどうかをチェックし、また社会福祉協議会に対して設計図どおりにこれを確実に実践させる責任があり、社会福祉協議会は設計図どおりの確実な遂行義務を持ち合わせるという両者の関係があると考えられます。

3 点検・評価の基準

点検・評価のあり方については、次のように考えています。

まずは、この計画そのものの進捗状況が問われなければなりません。各年度ごとの計画目標の達成が着実に積み上げられはじめて最終目標の達成が可能となります。当初の目標が計画どおりに達成されているか、達成されていないかどこに原因があるのかも含め、各年度ごとに一回は点検・評価が必要かと考えます。

★たとえば、当該年度終了時には、計画事業の進捗度合いの確認とともに必要な評価及び次年度の修正をおこなっていきます。

事業評価のポイント： 例）基本計画・実施計画の達成度
計画実施上の課題整理 など

次年度計画修正のポイント： 例）前年度の事業評価、組織体制や財源確保の状況、
社会情勢への対応 など

次に、計画実践の過程で、住民の皆さんの理解と参加がどの程度得られたかが明らかにされる必要があります。この計画は、住民の皆さん自身が地域の生活ニーズを把握・共有し、その解決に向けて積極的に参加することにより、課題解決の目標を達成しようとするものです。その意味でもこの計画においては、ニーズ調査も、財源確保も区民自身の活動として位置づけをおこないました。結果（計画の進捗）についてはもちろんのこと、過程の点検・評価は最も重要であると考えられます。

そして、計画策定の主体者である社会福祉協議会自身が、この計画実践の過程でどのように変わったかの評価も大切です。この計画は、社会福祉協議会の行動計画ですが、社会福祉協議会の役職員のみで実施するものではなく、広く住民の皆さん全般に呼びかけ、理解と参加協力を得ながら取り組んでいくものです。したがって、社会福祉協議会自身がこの計画の実践過程を経て、いかに強化・発展していけるかが大きなポイントになると考えられます。

地域福祉活動計画は、広く住民の皆さんの参加により展開される活動に関する計画であるため、あまり短期的なスパンではその取り組みも困難なことも想定され、向こう5年間にわたる計画期間のなかで、ひとつの目安として「2～3年次」程度でのところで、計画全体の一定必要な見直しをおこなっていくという考え方もあります。区域全体を見渡し、常に住民の皆さんからの視点を意識しつつ、地域における施策の実施状況の把握に努め、課題を整理したうえでの評価結果に基づき、住民の皆さん自身が理解し参加できるような次の施策展開やプランニングに反映させていきたいと考えます。

第2節 みんなに支えられたみんなの社会福祉協議会

1 社会福祉協議会の性格と機能

社会福祉協議会は、地域住民と公私の社会福祉事業者によって構成され、住民主体の原則に基づき地域福祉を推進する、公共性と自主性を持った民間団体です。社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定し、地域福祉に真摯に取り組む根拠は、まずここにあります。法的根拠に照らしてみても、地域福祉の推進は、社会福祉協議会にとっては生命線とも言うべき最重要事業なのです。

1992年に策定された「新・社会福祉協議会基本要項」では、社会福祉協議会の性格について次のように規定されています。P48【※別記1】

また、同要項では次の5点を社会福祉協議会の活動上の原則として挙げています。P48【※別記2】

さらに、社会福祉法第107条においては、社会福祉協議会が「地域福祉の推進を目的とする団体」とし、4つの事業推進が規定されています。P48【※別記3】

そして、前述の「新・基本要項」では、「社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的組織」として発揮する七つの機能を挙げており、今般の地域福祉活動計画の実践にあたっても、これらの機能の駆使・発揮が前提となります。P48【※別記4】

2 地域福祉活動計画の実践に向けて

近年、高齢社会の到来により「福祉」というものが、誰にでも共通する身近な課題としてようやく意識されつつありますが、自分自身が直接の当事者にでもならないうちは、ある特定の人たちの何か特別の問題ととらえられがちなのがまだまだ多いことも現実です。特定の担い手がそのニーズ解決にあたるだけではなく、住民の皆さんが何らかのかたちで福祉活動に参画することにより、住民全体で担い手やその活動を支えていけるような地域社会づくりが必要と思われます。

社会福祉協議会は、これまで一貫して住民主体の地域福祉活動の推進を標榜してきました。今回の「地域福祉活動計画」の策定と、これに依拠する地域福祉推進の取組みは、今後の社会福祉協議会のあり方を含め極めて重要な意味づけを含むものと認識しており、住民の皆様との積極的なご協力をいただきながら、計画の円滑なる実践に向け邁進していく所存です。しかし、そのためには、社会福祉協議会そのものが主体的にその力量を高めていく努力も求められます。

まずは、今回の計画実践に向けた取組みを成功させるために、役職員の共通認識のもと、組織一丸となってまた地域をも包括してこれに取り組んでいくことが求められます。また、各種事業や課題検討に関する専門部会の設置などの取組みも検討していく必要があります。

社会福祉協議会は、これまでも多種多彩な事業を展開してきています。しかし、ともすれば、これらの事業が往々にして相互に連携が充分とれないままに、ばらばらに展開されがちであった部分も否めません。たとえば、持ち込まれたケース課題についてアセスメントし、自らが実施するサービスや活動で援助をおこない、必要があればフォーマルとインフォーマルな社会資源にはたらきかけ問題解決を図るとともに、個別ニーズを積み上げ地域に共通する生活福祉課題を明らかにしていくなかで、地域福祉を推進していくアプローチの仕方があります。ここには、社会福祉協議会の問題解決能力を高めていくことと同時に、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の活動のあり方のひとつをみることもできるのではないのでしょうか。現行の事業推進のあり方を見直し、必要な連携や統合・整理が求められるでしょう。

そして、住民の皆さんに親しまれ、相談しやすく、声をかけやすい、誰もが関わりを持ち共に地域のなかに歩んでいける「社会福祉協議会」となれることをめざし、これまでも増してその組織強化や地域への啓発を進めることが大切だと思います。社会福祉協議会に対する理解を深めていただき、住民に開かれた、住民に支えられた、住民のための社会福祉協議会となり得るよう、徹底して、地域の多くの方々に福祉啓発を図り、地域福祉の重要性や活動の必要性を広めることが必要でしょう。まずは、この「地域福祉活動計画」を、住民の皆さんに周知徹底していき、ひとりでも多くの方々からの参加協力を得ることから始めていきたいと思います。住民の皆さんとの協働、パートナーシップの構築なくして、地域福祉の実現はなしえません。無論、社会福祉協議会の活動展開にも同じことが言えましょう。

第3節 地域福祉活動計画実践と財政

前章でもふれましたが、この計画を具現化していくためには、当然計画的な財源確保への取り組みが欠かせません。

ここでは、社会福祉協議会で取り組まれる諸々の対応について、具体的なあり方を考えてみようと思います。

(1) 共同募金について

民間財源として確固たる位置を占めるものに共同募金の配分金があります。

地域福祉活動計画に掲げる目標達成のために、計画年度ごとにどれほどの財源が必要となり、そのうち民間財源に負うところがどれだけ必要かを明らかにし、それを目標額に挙げ住民の皆さんに呼びかけ募金への協力を得るのが、本来のあり方であると思われます。区共同募金委員会との協力関係のなかで、この計画の周知徹底を図ることで一層の理解協力を得られるよう働きかけていきたいと考えます。

(2) 会員会費制度について

現在、賛助会員制度を導入していますが、予算総額に占める賛助会費の割合は大変小さな規模にとどまっています。財源確保もさることながら、住民に開かれ、住民に支えられた、住民のための社会福祉協議会であるためには、ひとりでも多くの方々に会員となっただくことが重要であり、当面、現行の賛助会員を計画的に拡大・確保していくことを進めています。

(3) 寄付金・事業収入について

たとえば、冠婚葬祭時などの虚礼廃止にちなみ寄託を賜るような働きかけなども有効かと考えます。この場合も漠然と協力を呼びかけるのではなく、具体的な使途計画などを示しながら、協力を得るようにしていくことも大切でしょう。

ここでいう事業収入は、たとえば研修会開催時の参加費をいただくとか、関係紙誌発行にかかる購読料や頒布代金、チャリティーイベントなどの実施などを考えます。とにかく社会福祉協議会がおこなう企画は「無料が当たり前」といった風潮を改め、有料化も辞さずとするなかで、それに見合ったよりいっそう充実した内容提供にもつなげていくことも、財源確保のみならず必要であると考えます。

(4) 公的資金の導入について

社会福祉協議会は、先にみたように、大変公共性の高い民間組織であると言えます。その事業や活動においても、公的責任においておこなうべき事業を補完し、あるいは実験的・開拓的におこなっているものもあり、時にはハード面で多額な費用を費やしたり継続して経費がかかるものについては、明確な根拠を示したうえで、公費導入も検討しなければならない場合もあります。当然、しっかりとした理論武装は必要であり、また、安易に公費に頼ることは望ましくはないものです。

【※別記1】社会福祉協議会の性格（「新・社会福祉協議会基本要項より」）

- ①地域における住民組織と公私の社会福祉関係者等により構成され、
- ②住民主体の原則に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、
- ④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

【※別記2】社会福祉協議会活動の5原則（「新・社会福祉協議会基本要項」より）

- ①住民ニーズ基本の原則
広く住民の生活実態、福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。
- ②住民活動主体の原則
住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。
- ③民間性の原則
民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。
- ④公私協働の原則
公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。
- ⑤専門性の原則
地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

【※別記3】社会福祉協議会の事業（「社会福祉法第107条」より）

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【※別記4】社会福祉協議会の機能（「新・社会福祉協議会基本要項」より）

- ①住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
- ②公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- ③福祉活動・事業の企画および実施機能
- ④調査研究・開発事業
- ⑤計画策定、提言・改善運動機能
- ⑥広報・啓発機能
- ⑦福祉活動・事業の支援機能

第Ⅴ章 活動計画策定の経緯

【委員会審議経過等】

□策定委員会

事 項	開 催 日	内 容
第1回 策定委員会	平成15年 3 月18日	策定スケジュールについて
第2回 策定委員会	平成15年10月 9 日	地域福祉活動計画構成（案）の方向性について
第3回 策定委員会	平成15年12月15日	地域福祉活動計画構成（案）について
第4回 策定委員会	平成16年 3 月18日	地域福祉活動計画素案（案）について
第5回 策定委員会	平成16年 5 月17日	地域福祉活動計画（案）について

□作業部会全体会

事 項	開 催 日	内 容
第1回 作業部会全体会	平成15年 4 月28日	昭和区の福祉の現状把握・認識（行政施策も含む）
第2回 作業部会全体会	平成15年 9 月22日	第2回作業部会代表者会（平成15年9月1日開催）の報告について
第3回 作業部会全体会	平成15年12月 8 日	作業部会全体の意見整理表の取りまとめ 地域福祉活動計画構成（案）について
第4回 作業部会全体会	平成16年 1 月14日	第3回策定委員会（平成15年12月15日開催）の報告について
第5回 作業部会全体会	平成16年 1 月30日	年次別プログラムの整理について
第6回 作業部会全体会	平成16年 2 月27日	〃
第7回 作業部会全体会	平成16年 3 月11日	地域福祉活動計画素案（案）について
第8回 作業部会全体会	平成16年 5 月13日	地域福祉活動計画（案）について

□作業部会代表者会

事 項	開 催 日	内 容
第1回 作業部会代表者会	平成15年 7 月 7 日	各ワーキンググループの検討内容の報告
第2回 作業部会代表者会	平成15年 9 月 1 日	各ワーキンググループの検討内容の報告 作業部会全体の基本構想、基本計画などについて
第3回 作業部会代表者会	平成15年12月 1 日	各ワーキンググループの検討内容の報告 作業部会全体の意見整理表の取りまとめ

□第1 ワーキンググループ

事 項	開 催 日	内 容
第1回 第1 ワーキンググループ	平成15年 5 月15日	福祉課題・意見の整理、検討。
第2回 第1 ワーキンググループ	平成15年 6 月23日	〃
第3回 第1 ワーキンググループ	平成15年 6 月30日	〃
第4回 第1 ワーキンググループ	平成15年 7 月28日	基本構想・基本計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第5回 第1 ワーキンググループ	平成15年 8 月18日	〃
第6回 第1 ワーキンググループ	平成15年 9 月29日	〃
第7回 第1 ワーキンググループ	平成15年10月 9 日	基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第8回 第1 ワーキンググループ	平成15年10月27日	市地域福祉計画提案事項の意見集約 基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第9回 第1 ワーキンググループ	平成15年11月 6 日	基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第10回 第1 ワーキンググループ	平成15年11月17日	〃

□第2 ワーキンググループ

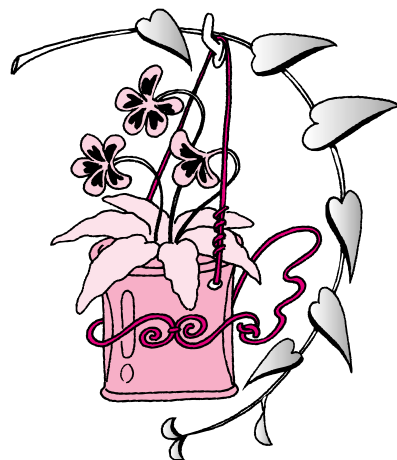
事 項	開 催 日	内 容
第1回 第2 ワーキンググループ	平成15年 5 月12日	福祉課題・意見の整理、検討。
第2回 第2 ワーキンググループ	平成15年 6 月 9 日	〃
第3回 第2 ワーキンググループ	平成15年 6 月24日	〃
第4回 第2 ワーキンググループ	平成15年 7 月22日	基本構想・基本計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第5回 第2 ワーキンググループ	平成15年 8 月11日	〃
第6回 第2 ワーキンググループ	平成15年 9 月22日	基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第7回 第2 ワーキンググループ	平成15年10月 4 日	〃
第8回 第2 ワーキンググループ	平成15年10月27日	市地域福祉計画提案事項の意見集約 基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第9回 第2 ワーキンググループ	平成15年11月10日	基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第10回 第2 ワーキンググループ	平成15年11月17日	〃

□第3ワーキンググループ

事 項	開 催 日	内 容
第1回 第3ワーキンググループ	平成15年 5 月13日	福祉課題・意見の整理、検討。
第2回 第3ワーキンググループ	平成15年 6 月 9 日	//
第3回 第3ワーキンググループ	平成15年 7 月 3 日	//
第4回 第3ワーキンググループ	平成15年 7 月24日	基本構想・基本計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。 ボランティアに関するアンケート調査（8月24日開催福祉まつり会場にて実施）について
第5回 第3ワーキンググループ	平成15年 8 月11日	//
第6回 第3ワーキンググループ	平成15年 9 月25日	基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第7回 第3ワーキンググループ	平成15年10月 6 日	//
第8回 第3ワーキンググループ	平成15年10月30日	市地域福祉計画提案事項の意見集約 基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第9回 第3ワーキンググループ	平成15年11月13日	基本的な枠組み及び具体的な実施計画立案に向けた課題・意見の整理、検討。
第10回 第3ワーキンググループ	平成15年11月19日	//

□その他

事 項	開 催 日	内 容
広報紙「ふくし 61号」発行	平成15年 6 月	地域福祉活動計画の概要
第21回昭和区の福祉まつりにおけるボランティアアンケート	平成15年 8 月24日	第3ワーキンググループによるボランティアに関するアンケート調査
広報紙「ふくし 62号」発行	平成15年10月	作業部会の開催状況
広報紙「ふくし 63号」発行	平成16年 2 月	中間報告、意見集約
関係者の意見集約	平成16年 2 月	11学区向け説明会・意見集約 作業部会委員関係者意見徴収
推進協研修会	平成16年 2 月23日	中間報告、意見集約



昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画 策 定 委 員 会 設 置 要 綱

(目的)

第1条 昭和区における社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が推進する地域福祉活動の計画を策定するために、区社協に地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）について次の各号について協議する。

- (1) 活動計画の策定に関する事項
- (2) 活動計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に属する策定委員35名以内で構成し、区社協会長が委嘱する。

- (1) 区社協理事 (15名)
- (2) 区社協評議員 (15名)
- (3) 学識経験者 (1名)
- (4) 公募委員（作業部会に属する公募委員の一部） (若干名)
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、策定委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第4条 活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために策定委員会のもとに作業部会を設置する。

- 2 作業部会の部会委員は、次の各号に属する者30名以内とし、区社協会長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 公募委員
 - (3) その他の委員
- 3 作業部会に部会長1名及び副部会長若干名を置き、部会委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、作業部会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長に指名された副部会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員及び部会委員の任期は、活動計画の策定をもって終了する。

(会議)

第6条 策定委員会及び作業部会の会議は、委員長及び部会長が招集し、議長となる。

2 策定委員会及び作業部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

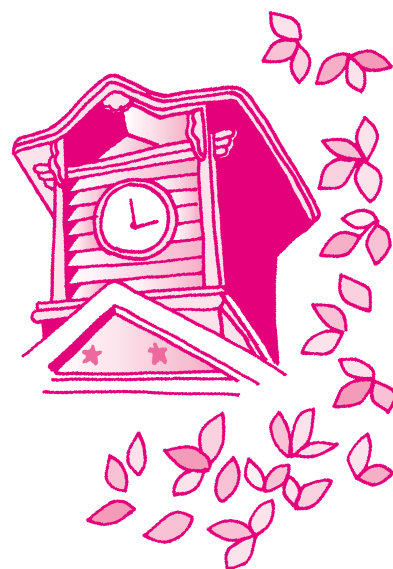
第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、区社協事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区社協会長が別に定める

附 則

この要綱は、平成15年1月23日から施行する。



昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿

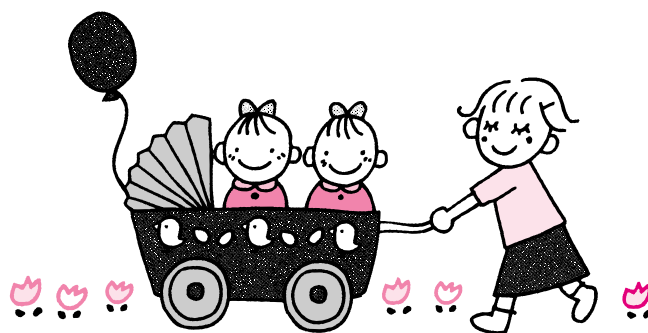
氏 名	所 属	備 考
◎ 後 藤 卓 郎	名古屋柳城短期大学 教授	
○ 浅 井 昌 則	昭和区区政協力委員協議会議長	
愛 知 良 男	名古屋市民生委員児童委員連盟昭和区支部長	
鈴木 昇 一	昭和区区政協力委員協議会副議長	
後 藤 莞 爾	昭 和 区 役 所 福 祉 部 長	平成15年3月まで
小早川 博		平成15年4月から
杉 原 貞 夫	名古屋市民生委員児童委員連盟昭和区支部副支部長	
伊 藤 治 郎	昭 和 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 会 長	平成15年3月まで
大 島 裕		平成15年4月から
新 美 三 枝	昭和区子ども会育成連絡協議会会長	
岩 田 章 照	昭 和 区 身 体 障 害 者 福 祉 会 会 長	平成15年3月まで
松 井 喜 一		平成15年4月から
横 田 美 枝	昭和区ボランティア連絡協議会会長	
武 田 弘 一	知的障害者授産施設 吹上授産所所長	平成15年3月まで
神 田 利 通		平成15年4月から
遠 山 巳代子	昭和区地域女性団体連絡協議会会長	
松 井 浩	昭 和 区 保 健 委 員 会 会 長	
奥 村 匡 彦	昭 和 区 小 中 学 校 長 会 会 長	平成15年3月まで
渡 口 益 良		平成15年4月から平成16年3月まで
西 脇 孝	名古屋市医師会昭和区会会長	
村 上 守	昭 和 区 消 防 団 連 合 会 会 長	
夏 目 清 一	川原学区区政協力委員会委員長	
伊 藤 正 弘	松栄学区区政協力委員会委員長	
安 藤 照 夫	吹上学学区区政協力委員会委員長	
大 橋 英 代	広路民生委員児童委員協議会会長	
永 田 昭 夫	吹上民生委員児童委員協議会会長	
勝 瀬 道 子	鶴舞民生委員児童委員協議会会長	
山 田 昭 義	身体障害者福祉ホーム サマリアハウス所長	
水 野 照 久	特別養護老人ホーム 南山の郷施設長	平成15年3月まで
古 川 忠 利		平成15年4月から
前 田 正 夫	肢体不自由児者父母の会昭和支部長	
勝 野 千代子	昭 和 保 護 区 保 護 司 会 副 会 長	
広 瀬 敏 子	昭和区ボランティア連絡協議会副会長	
加 藤 初 雄	昭 和 区 保 健 委 員 会 副 会 長	
西 川 豊 年	昭 和 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 部 長	平成15年3月まで
川 口 啓		平成15年4月から
前 田 雅 裕	昭 和 保 健 所 長	平成16年3月まで
近 藤 勇 雄	昭 和 鯉 城 会 副 会 長	平成15年3月まで
吉 村 卓 次		平成15年4月から
浅 野 久美子	作業部会第1ワーキンググループ代表	
西 川 昌 孝	作業部会第2ワーキンググループ代表	
山 口 僚 子	作業部会第3ワーキンググループ代表	

◎…委員長 ○…副委員長

作業部会委員名簿

	氏 名	所 属
○	浅 野 久美子	第1 ワーキンググループ
	高 田 佳 子	
	多 田 津ね子	
	船 戸 静 枝	
	村 上 美智子	
	横 山 正 子	
	岡 田 恵 子	第2 ワーキンググループ
	河 口 妙 子	
	後 藤 喜 恵	
	齋 藤 康	
	永 津 由香理	
	名 和 晴 代	
○	西 川 昌 孝	第3 ワーキンググループ
	嶋 田 由 紀	
	清 水 昭 子	
	増 田 武	
	宮 部 重 子	
	餅井田 フクエ	
○	山 口 僚 子	第1～第3 ワーキンググループに関与
	後 藤 卓 郎	

○…各ワーキンググループ代表者



計画期間 平成16年度～平成20年度

昭和区社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成16年 8 月 第1版第1刷発行

発	行	社会福祉法人 名古屋市昭和区社会福祉協議会 〒466-0051 名古屋市昭和区御器所三丁目18番1号 (昭和区在宅サービスセンター内) 電話 052-884-5511 (代表) FAX 052-883-2231
印	刷	アミエ株式会社

落丁・乱丁本はお取替えいたします

この冊子は再生紙(古紙100%・白色度82%)を使用しています。



名古屋市昭和区社会福祉協議会